

平成22年 6月10日（木曜日）

出席議員（16名）

議 長	能 村	憲 治 君		8 番	北 川	進 君
1 番	生 田	勇 人 君		9 番	清 水	文 雄 君
2 番	南	和 彦 君		10 番	水 口	裕 子 君
3 番	川 口	正 己 君		11 番	渡 辺	旺 君
4 番	藤 井	良 信 君		12 番	八 田	外 茂 男 君
5 番	恩 道	正 博 君		13 番	中 川	達 君
6 番	北 川	悦 子 君		14 番	南	守 雄 君
7 番	夷 藤	満 君		15 番	米 田	満 君

説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君		総 務 部 総 務 課 長	島 田	睦 郎 君
副 町 長	蓑	外 史 男 君		まちづくり政策部 企画財政課長	山 田	吉 弘 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君		まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	岩 上	涼 一 君
総 務 部 長	出 川	常 俊 君		町民福祉部 町民生活課長	田 中	徹 君
まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君		町民福祉部 健康推進課長	重 原	正 君
町民福祉部長	川 口	克 則 君		町民福祉部 介護福祉課長	長 丸	信 也 君
都市整備部長	橋 本	稔 君		町民福祉部 環境政策課長	北 川	真 由 美 君
教育委員会教育次長 兼学校教育課長	長 丸	一 平 君		都市整備部 産業振興課長	中 宮	憲 司 君
消 防 長	津 幡	博 君		都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	井 上	慎 一 君
総務部担当部長 兼 税 務 課 長	北	雅 夫 君		都市整備部 上下水道課長	長 田	学 君
都市整備部担当部長 兼企業立地推進室長	中 西	昭 夫 君		教育委員会 生涯学習課長	中 村	由 利 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒 田	邦 彦 君		消防本部消防次長 兼 消 防 署 長	井 上	豊 君

職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 助 田 有 二 君

議事日程（第2号）

平成22年6月10日 午前10時開議

日程第1

議案一括上程（議案第25号から議案第41号まで）

日程第2

町政一般質問

2番 南 和 彦

3番 川 口 正 己

10番 水 口 裕 子

4番 藤 井 良 信

9番 清 水 文 雄

6番 北 川 悦 子

午前10時00分開議

開 議

議長【能村憲治君】 皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様方、本会議場へお越しいただきました。大変ご苦労さまでございます。

本日は、町政に対する一般質問の日でございます。本会議場では、携帯電話の電源は必ずお切りを願います。

また、傍聴者の皆様方には、議員が質問をしている際は静粛にさせていただき、むやみに歩いたり、退席しないよう、よろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は、16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長【能村憲治君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、8日の会議に配付の説明員一覧表のとおりでございます。

議案一括上程

議長【能村憲治君】 日程第1、議案第25号専決処分の承認を求めることについて〔平成21年度内(17)町一般会計補正予算（第8号）〕から議案第41号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの17議案を一括して議題といたします。

各議案に対する提案理由の説明は、既に聴取しております。

質 疑

議長【能村憲治君】 これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

議案等の委員会付託

議長【能村憲治君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号専決処分の承認を求めることについて〔平成21

年度内〔町〕町一般会計補正予算（第8号）〕から議案第41号内〔町〕町火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの17議案については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、継続審査となっております請願第29号、請願第30号及び請願第31号については、各付託委員会のほうで審査をお願いいたします。

次に、今期定例会までに受理いたしました請願第32号保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての請願、国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見を国に提出することを求める請願については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の各常任委員会に付託いたしますので、審査、よろしくをお願いいたします。

一般質問

議長【能村憲治君】 日程第2、これより町政に対する一般質問を行います。

一般質問は、一問一答による質問形式と全問一括での質問形式を選択できることとしておりますので、質問に入る前に、どちらの質問方式で行うか表明をしてから質問をしてください。

質問は中央の質問席で行い、質問時間は再質問も含め1人30分以内といたします。5分前に呼び鈴で合図をいたしますので、ご容赦願います。

また、自席に戻ってからの質問はできませんので、ご了承願います。

なお、関連質問につきましては、通告による質問がすべて終わってから行いますので、

よろしくをお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許します。

2番、南和彦議員。

〔2番 南和彦君 登壇〕

2番【南和彦君】 議場の皆様、おはようございます。議席番号2番、会派内〔町〕波と風の会、南和彦でございます。

今回私からは、全問一括方式にて質問をいたしますので、よろしくをお願い申し上げます。

八十出町長初め執行部の方々におかれましては、明確な回答をいただきますことを願い、通告のとおり、早速始めさせていただきます。

先般、このような事例がございました。それは、内〔町〕町で定住したい、内〔町〕町でお墓を建てて、最後は内〔町〕町で眠りたい、このような思いで他町から本町に一軒家を新築して移り住まわれた方がいらっしゃいました。そして、本町の担当窓口で内〔町〕町霊園の使用を目的として許可申請を行おうとしたところ、規則で定めるところの本町での居住実績を1年以上有するという条件に合致していないという説明を受けられたそうです。それを受けて、申請者は規則どおりの期限を心待ちにしておられたようですが、しかし非常に残念なことに、1年を待たずして他界されてしまいました。まず何より、故人におかれましては、心からご冥福をお祈りいたします。

これから先の内容につきましては、プライバシーの範疇でもあるため事例紹介を控えさせていただきますが、故人となられてしまった申請者の親族間では、故人の思いを何とか実現させてあげたいという一心で、現在、条例に定められている期限を待ち、お墓を建てられるまでの期間の中でお話し合いを重ねられているということでございます。

このような実例をもとにさせていただきながら、今回、私からは現況の内〔町〕町霊園条例並びに内〔町〕町霊園条例施行規則についてお聞きをいたします。

1点目です。

現在、1年以上の居住実績を有する者に内¹⁷町霊園の使用権があるという条件が定められているのは、内¹⁷町霊園条例施行規則の中です。そして、その中ではこのように明記してあります。

第3条（使用者の資格）「申請の日までに本町の区域内にひき続き一年以上居住している者でなければならない。」と定められています。しかし一方で、内¹⁷町霊園条例の条文で定められるところでは、第4条、同じく（使用者の資格）「霊園及び付属施設を使用しようとする者は、本町に住所を有する者でなければならない。ただし、町長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」と、このように定められています。

これは、条例では、町長が特別な理由と判断した場合は、使用の許可が得られると解釈でき、逆に施行規則では1年以上の居住実績がないと許可が認められないということでは、どちらの文言も引用できるため、双方の思いに差異が生じる可能性があります。

これらから、私見ですが、この内¹⁷町霊園施行規則、いわゆる施行規則とは細則であり、この細則を体系的に包括するのが本則である条例であると私は考えるため、いま一度条例並びに施行規則の内容の改定を検討していただきたく、お願いいたします。

また、「町長において特別の理由があると認めるときはこの限りでない」という文言で、町長と担当窓口では特別な理由の判断基準などについてはある程度の共通認識がなされているのでしょうか、お聞きをいたします。

次の質問です。

先ほど申し上げました内¹⁷町霊園条例の条文で定めるところの第3条（使用者の資格）「申請の日までに本町の区域内にひき続き一年以上居住している者でなければならない。」、この条文から「1年以上」という期限の文言を削除するか、もしくは居住実績とみなすべ

くさらに詳細な緩和条件を明記されたほうがよろしいのではないかと願います。その理由としては、先ほどの「申請の日までに本町の区域内にひき続き一年以上居住している者でなければならない。」という条文は、実は昭和50年制定以来からのものであり、1年以上の居住実績、この根拠につきましては、本町の限りある土地面積や身内や親族による末長い墓守りなどを考慮し、名実とも定住者が霊園使用に関して最優先しなければいけない。その上で定住実績を1年以上と設定されたとお聞きしております。

現在、1年以上の居住実績と制限している他市町は少ないものの、これにつきましては私も本町の当時の事情や実情により定められたということと同調するところではあります。

しかしながら、条例制定以来、今日に至るまでこの条例全般につきましては幾度も附則として改定履歴が明記されております。これは、制定当時の条例内容の全般に対しまして、その時々の本町のまた本町を取り巻くさまざまな実情との整合性を図るための改定の経緯であることは言うまでもございません。しからは、昨今では核家族化など家族形態も変化していることから、今まさに条文を検討する時期にあるのではないのでしょうか。

また、申請される方々におかれましては、一軒家を新築するなど明らかに定住を求めて内¹⁷町に移り住まわれたという定住の意思が明確に判断できるという客観的根拠がある場合には、特にこれは一律的に条文による1年以上の居住実績という条件に固着した判断は、昨今ではいかなものかなと感じるところであるため、ぜひこちらにつきましても検討していただきたいと願います。

以上がこのたびの私の質問でございますが、今回の内容のほかに、もしふぐあいな事例もあられるようでしたら、それも含めてぜひ検討していただくことを願い、どうぞ八十出町長初め執行部の方々におかれましては、お心

の込もった答弁をいただきたいと存じます。

議長【能村憲治君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 南和彦議員の一般質問で、内¹⁷町霊園条例に基づく内¹⁷町霊園条例施行規則を改定せよというお話でありました。私から答弁させていただきたいと思えます。

まず冒頭に、今ほどお話になりましたように、内¹⁷町にぜひ住みたい、そして内灘町で墓を建てたい、そして最後は内¹⁷町で墓に入りたいという、そんな思いの方のお話でした。残念ながら、お亡くなりになったということでありまして、私のほうからも心からご冥福を申し上げたいと思っているわけでございます。

まず1点目の、「町長において特別な理由があるとき」の判断基準につきましては、現在、運用基準として決めたものはございませんのでありまして、申請があったその都度、事情を考慮しながら決定するというものになっているわけでございます。

次に、内¹⁷町霊園条例施行規則第3条における（使用者の資格）は、内¹⁷町霊園条例第4条第1項の規定によりまして「本町に住所を有する者」として、「申請の日までに本町の区域内に引き続き一年以上居住している者でなければならない」、先ほど南議員がおっしゃったとおりでございます。

このことは、昭和49年に霊園整備に着手をし、翌年度使用者の募集をした際に、区画の使用を希望する人が非常に多かったということでありまして、町といたしましては内¹⁷町に長く在住されている方が優先して使用ができるようにという配慮で行ったものであります。

その後、8回の拡張工事を行った結果、現在は使用権の設定されていない区画が約100区画あることや、他の市や町において同様な条件を付しているところが霊園条例を有する

15市町のうちに、本町のほかに2つの町のみであるわけでございまして、そんな意味で「一年以上の居住制限」は、廃止を含めて検討していきたいと思っているわけでございます。

しかしながら、単に使用者の資格制限の条文を廃止することは、1日だけでも本町に住所を有すれば区画が使用できることとなりまして、霊園の管理をする上で何らかの対策が必要ではないかと、こんなふうを考えているわけでございます。

また、霊園開設から36年を経た現在、世代交代の時期や核家族化の進展に当たりまして、使用者の継承並びに霊園等の返還等についても時代に合った霊園条例並びに施行規則改定が必要だと考えているわけでございます。ぜひ来年度初めに実施できるように、全体をとらえて検討していきたいと考えているわけでございます。

以上でございます。

議長【能村憲治君】 南議員、答弁が終わりました。

よろしいですか。

2番【南和彦君】 はい。ありがとうございます。

議長【能村憲治君】 3番、川口正己議員。

〔3番 川口正己君 登壇〕

3番【川口正己君】 議席番号3番、川口正己でございます。

傍聴人の皆様、傍聴、まことにありがとうございます。

質問に先立ちまして、去る6月2日に、普天間飛行場移設問題の混乱、それに伴う社民党の連立離脱、また政治とカネ問題の責任をとる形で鳩山首相、小沢民主党幹事長が突然辞任をし、4日に、いかにも出来レースの代表選が急遽行われ、8日に管内閣が発足いたしました。

しかし、そもそも民主党政権は鳩山氏、小沢氏、菅氏の3人のトロイカ体制で運営されており、首相、幹事長が責任をとり辞任をし

たなら、副総理だった管氏も辞任するのが当然ではないでしょうか。鳩山前内閣のときにさまざまな諸問題が噴出しましたが、いかなる問題に対しても我関せずの態度を決め込んでいた人間が、自分の内閣になったからといって、どのようなきれいごとを並べようとも、私は到底信用することができません。

あれほど自民党政権のときには、首相がかわったときには、衆議院を解散し国民の真意を問えと再三にわたり言っていた自分の言葉をぜひともすぐに実行していただきたいものです。

前置きが少し長くなりましたが、私は全問一括方式で質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

町長並びに執行部におかれましては前向きな答弁をお願いして、質問に入らせていただきます。

まず最初の質問は、公共料金の公平な徴収を図るために、全庁横断的な総合収納対策室を設置してはどうかという質問でございます。

現在、町民の皆様から町が徴収させていただいているお金は、個人町民税、法人町民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、上下水道料、霊園管理料、保育料、学童保育料、給食費等々、さまざまな税、料金がございます。そして、それぞれをその担当課が責任を持って徴収に当たっているわけでございます。

しかしながら、長期にわたる不況、企業の倒産、突然の解雇、離婚、その他などさまざまな理由により、残念なことに個人・法人町民税、固定資産税、国民健康保険税を初めとして滞納額がふえてきております。

また、学校給食費などでは、払うことができるのに、その思想、考え方により払わない人たちがいると聞いております。中でも、5月18日に行われた私が所属する文教福祉常任委員会の説明では、国民健康保険税の滞納額が約1億6,000万円強にも上っており、現在の

政府が打ち出している後期高齢者医療保険を国民健康保険に統合させる予定の平成25年までにその滞納額をなくさなければいけない。そのためには、我が町の場合では平成23年度から国民健康保険税を約18%上げなくてはならないという試算でありました。

本当の貧困による払えない人たちには、何らかの手だてをとらなくてはならないと考えますが、払えるのに払わない人たちがいるというのは、納得がいきません。

正直者がばかを見ることがないように、現在の各課に分かれての税、料金の徴収ではなく、さらなる徴収率、収納率のアップをねらい、そのことを専門とした全庁を横断とする部署の設置を求めたいと思いますが、執行部の見解はいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

それでは、次の環境関連の質問に入ります。

近年、地球温暖化などの環境問題を真剣にとらえ、個人でも地球環境に優しい取り組みを試みている人たちがふえてきております。

我が町でも、平成17年度より太陽光発電の助成を開始してから、既に44軒の家庭で取りつけられており、21年度より1キロワット当たり7万円の県内最高の助成率にしてからは、その勢いはますます増しております。

また、家庭でできる再生可能な自然エネルギーを利用した発電には、太陽光のほかに小型風力発電などがございます。町内では、大根布にあるグループホーム「内灘の風」の屋上で元気よく回っているのを見たことのある人も多いだろうと思います。

元来、年間日照時間の短い日本海側、特に北陸地方では、太陽光発電は太平洋側に比べて発電効率が不利で、風力発電のほうが適していると言われております。家庭用小型風力発電の短所といたしましては、風切り音がする、風速によって発電の出力が変わるため安定した発電が難しいと言われてきておりました。

しかしながら、現在の技術では、回転羽根の形を獲物をとらえるときに音がしないフクロウの羽根の形からヒントを得たものや、前述しました「内灘の風」のような縦型の羽根で、風切り音がほとんどしないものや、余分に発電した電力をコンデンサーやバッテリーに蓄電する機器も開発されております。

また、その長所といたしましては、昼夜、季節を問わず、弱風でも発電でき、その結果、発電コストが安くなると言われております。そして、もし、地震などの災害が起こった場合には、非常用の電源として利用できるという利点がございます。

現在では、小型風力発電は多くのメーカーで開発されており、平均風速が6メートルあれば、一般家庭に必要な電力をすべて賄える機械も開発されております。

また、風のないときも使える太陽光発電との併用型のハイブリッドタイプも開発されております。そのため、新たに助成を行う自治体もふえてきております。

ぜひとも、「風の町内⁽¹⁷⁾」でもこの家庭用小型風力発電に助成を行ってみたいとはいかがでしょうか。執行部の見解をお尋ね申し上げます。

それでは、最後の質問に移ります。

現代の建物は、役場や学校などの公共施設にかかわらず、一般家庭、会社などでもガラス面をふんだんに取り入れ、室内でも太陽の光が降り注ぐ構造になっております。しかし、屋根や壁面をどれだけ断熱構造にしても、そのガラス面から熱が入ってきたり出てしまったりしております。

特に、冬期に雪が積もる北陸地方では、折角、暖房で暖めた室内の熱が絶え間なくガラス面から逃げてしまっております。現在、そのガラス面からの熱の流入、透過を防ぐ効果がある遮熱塗料が開発されております。ガラス面に塗るだけで遮熱効果が発揮され、工期も短いため、石川県産業展示館やNHK富山

放送局などの公共施設や各種の大学などでも施工されております。ぜひとも我が町のガラス面を多用した温水プールや小中学校でも採用を検討し、CO₂排出量の削減を図ってみたいとはいかがでしょうか。

これで、私からの質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長【能村憲治君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 川口議員の一般質問から、私からは家庭用小型風力発電に対する補助制度を設けてはどうかという質問にお答えしたいと思います。

内⁽¹⁷⁾町では、ご案内のとおり、昨年、地域新エネルギー・省エネルギービジョンを策定をいたしまして、積極的な自然エネルギーの活用を打ち出したところでありまして、また今年度は内⁽¹⁷⁾町の自然的、社会的条件に即した、町民みずからが目標を掲げ実行する地球温暖化対策の計画を策定する予定でございます。

町がこれまで実施してきました具体的な施策といたしましては、今ほど議員もお話がありましたように、一般家庭の太陽光発電設備への補助を初め、町内小中学校、そして道の駅への太陽光発電設備の設置、サイクリングターミナルへの燃料電池の設置、また今年度は医科大通りの街灯を一部LED化するなど、厳しい財政事情ではございますが、未来の子供たちへ良好な環境を引き継ぐために積極的な施策を展開しているところでございます。

風力発電につきましては、当町は日本海に面した安定した風力が得られる環境下であることから、平成15年に出力1,500キロワットの大型風力発電設備を設置し、今や内灘町のランドマーク的なモニュメントとして広く知られているところでございます。

議員ご提案の小型風力発電設備への補助につきましては、県内では地元大手メーカーが立地する白山市が今年度から1基当たり6

万円の補助をしているそうでありますし、富山県の射水市が平成17年度から1基当たり経費の3分の1もしくは25万円のいずれか低い額の補助を行っておるそうでございます。

そして、国内では三重県などのように県下のほとんどの市町村が補助を打ち出しているところもでございます。

内¹⁷町といたしましては、小型風車が及ぼす環境影響調査などを十分に検証した上で、町の特性を生かした新エネルギー導入の一翼を担う方策として、この風力発電に対する国の補助事業なども模索しながら、何らかの支援策を検討してまいりたいと、こんなふうに思っているわけでございます。

私からは以上でございます。

議長【能村憲治君】 長丸一平教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

教育次長学校兼教育課長【長丸一平君】 私のほうからは、遮熱塗料を学校や公共施設等に使用してはというご質問についてお答えいたします。

川口議員ご提案の遮熱塗料を学校の窓や屋内温水プールのガラス面に用いた場合、夏場の室内温度が2度C程度下がり、冬場は暖房熱が窓から逃げるのを抑えるため、保温効果が認められることから、冬場の暖房によるCO₂削減効果と燃料費の削減が期待できるものと思います。仮にそうした塗装工事を行う場合を考えますと、本町の学校施設は、近年、国の国庫補助事業を受けて既に大規模改修工事や改築工事が完了しており、今新たに遮熱塗装工事を実施する場合の財源は一般財源となるわけでございます。しかし、内¹⁷町では環境施策に積極的に取り組んでいることから、川口議員ご提案の遮熱塗装とする方法や複層ガラスに取りかえる方法など、その費用や耐用年数などを総合的に調査検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

議長【能村憲治君】 北雅夫総務部担当部

長。

〔総務部担当部長 北雅夫君 登壇〕

総務部担当部長【北雅夫君】 私のほうからは、川口議員の総合収納対策室についてのご質問にお答えいたします。

税務課総合収納室では、町税のほかに国民健康保険税の対応がある場合には、健康推進課と連携しながら、国保税も含めて対応しております。また、その他の料金等についても収納の協力あるいは指導及び情報提供などを行っているところであります。

さて、現在、担当各課が各施策や事業の執行から、基本的には料金の収納業務までを一貫して担当しておりますのは、課長を初め担当職員などが町民の皆様からお預かりした税や料金などを効率的かつ公平に使わせていただきながら事業を実施すると。そのためには、その料金等の収納業務などを通じまして、税、料金などの自主財源確保の大切さを実感できることが重要であること。また、町民の皆様との直接触れ合う機会がふえることで、各種の施策や事業に対するご要望などをお聞きすることができる、あるいは個々の制度や仕組み、料金等の算出の根拠などご理解いただいた上で納付していただくことが必要であるからでございます。

これらは、各種施策の充実のためにも、義務意識が低下傾向にある昨今の状況からもますます重要になってきております。しかしながら、その一方で議員ご指摘のとおり、現在の厳しい経済社会状況のもとでは、収納対策の一層の強化や業務効率の向上を図る必要があります。

このようなことから、今年度、税の担当課である税務課、健康推進課を初め各種料金担当課、合わせまして7つの課による税・料金等収納連絡会を設置いたしました。今後は、この連絡会におきまして各担当課の税、料金等の収納業務上の課題の把握とそれに対する対応策の検討を初めといたしまして、関係各

課が同時に、かつ共同で電話催告や自宅訪問などを行う収納強化期間を設けること、また税、料金が数種類にわたり未納となっている方に対する個別の対応策の検討をするなど、税務課がこれまで積み重ねてまいりましたノウハウを関係各課に指導、助言しながら、さらなる収納強化策や収納業務の効率化の検討、立案とその実施をしていくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

さて、議員ご質問の全庁横断的な収納業務専門部署の設置についても、この連絡会におきまして、その必要性や法律上の問題点等について検討してまいりたいというふうに考えております。

このように、今後とも一段と厳しさを増す税並びに料金の収納を取り巻く状況につきましては、関係各課が一致協力して対応してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長【能村憲治君】 川口議員、答弁が終わりました。よろしいですか。

3番【川口正己君】 はい。ありがとうございました。

議長【能村憲治君】 10番、水口裕子議員。

〔10番 水口裕子君 登壇〕

10番【水口裕子君】 おはようございます。

2010年6月議会で一般質問をさせていただきます。

きょうは、5つも質問がございますので、全問一括方式で質問させていただきますので、答弁のほうよろしく願いいたします。

まず、質問に入る前に、僭越ではございますけれども一言申し上げさせていただきます。

八十出町長におかれましては、情報公開や住民参加、現場主義などを掲げて町長になられ、現在は協働のまちづくりのための住民基本条例の策定に向けて進んでいらっしゃいます。その目指すものには、最初から大いに賛同し、ともに頑張りたいと願ってきたところ

でございます。

しかし、1つだけ疑問に思っていることがあります。それは、一党一派に偏らず、町民党として公平な立場を守るというお約束がどうなっているのかということでございます。

もちろん、八十出泰成さん個人としての思いまでどうこうということはできませんし、言うつもりもありませんが、町の最高責任者、トップとなる方が強力に肩入れをどこかにするというものはいかがなものでしょうか。八十出町長は、町長選挙のときにマニフェストとして出されたものは、もうそのほとんどを実現させてきていらっしゃるというのに、この大切な1点だけがどうしても私には納得いかないのです。

現在の内^①町は、自由な住民活動の輪が広がって、他の自治体からもうらやましがられるような住民参加、住民と行政との協働のまちづくりが活発に進んでおります。そこに水を差すようなことにならないか、町長と反対の立場になった人は声を出しにくい、そんな古い体質の町にもしや戻っていくのではないかと、要らぬことかもしれませんが心配なのです。これは、声を出さないけれどそう感じている人は結構いるのではないかと思います。

この声を出さないという点が問題なんです。そのうちにいつの間にか声を出せなくなるのではないのでしょうか。

フランスのベストセラーに『茶色の朝』という本がございます。ある日突然、茶色の猫しか飼ってはいけないという規則ができ、このくらいならと思って少しずつ許しているうちに、いつの間にか周りのすべては茶色で覆われ、はっと気がついたときには茶色でないものを持っていたことがあるというだけで処罰される世の中になっていたという内容です。内^①町の図書館にございますので、もしお時間があったら読んでみてください。

もちろん、そんなことにはならないとわかっており、信じてはおりますけれども、そん

な町長にそういうつもりが全くなくても、住民のほうから遠慮して、自己規制してしまうこともあると思います。どうかいろんな立場、いろんな意見が自由に言える、今の自由なまちづくりをこのまま広く浸透させていき、後世、名宰相だったと言われるためにも、町長には初心の一党一派に偏らない町民の党の立場を貫いていただきたいと、^{せんえつ}僭越ながら最初に申し上げて、一般質問に移らせていただきます。

一般質問でございます。

まず第一に、使用済み紙おむつのリサイクルについてお尋ねいたします。

私の時代とは打って変わって、子育てで布おむつを使う人はほとんどいなくなりました。高齢化による介護のための紙おむつの利用もどんどんふえています。使用前に比べ、容量や重さは3倍近くになる使用済みの紙おむつの処理がどこの自治体にとっても大きな負担になっていることはもう皆さんご存じのことですし、これからの超高齢化社会に向けてどうなるのか心配もされていると思います。

この使用済み紙おむつを安全に処理し、その上、有用な燃料にするシステムがあるという情報を1月31日、町の男女共同参画の招きで町へ講演に来られた池田香代子さんからお聞きいたしました。池田さんは、このシステム開発には石川県の会社もかかわっているそうですよともおっしゃいました。そこで調べてみました。

東京にある株式会社スーパー・フェイズというところが開発した燃料化装置に使用済み紙おむつをビニールのごみ袋のまま投入すると、においもなく、滅菌され、非感染性の紙とプラスチックになります。それを成形機に入れ、円柱系のMOXペレットにすると、1キロ当たり5,000キロカロリーもの熱量を生む高カロリー燃料になるということです。

ペレットというのは、済みません、きょう

ちょっと持ってくるの忘れたんですが、6ミリぐらいのこんな小さな丸い粒のようなものです。

このペレット化の技術を金沢に本社のある、その志賀町にある環境共生工場がペレットとして開発しました。同じバイオマス燃料として昨年一般質問でも取り上げさせていただきました木質ペレットという木くずや間伐材をペレット化した燃料がありますが、コスト面や熱量面ともにこの紙おむつからつくったペレットのほうが上だということです。

自分で見にいけなかったのが残念ですが、それでもここで取り上げることができるには理由があります。このシステムは、ap bankの融資を受けているからです。ap bankとは、一昨年6月、町民及び町の職員さんへの講演会「待たなしの地球温暖化 なにができるの？」の講師としておいでになった田中優さんに触発されて、ap bankは設立されました。

ミュージシャンの坂本龍一さんやMr.Childrenの櫻井和寿さんたちが自己資金を拠出して、環境や福祉などの目的に沿った活動をしている中小企業にのみ融資する、市民のための銀行です。このap bankがスーパー・フェイズの事業を支えるに足る価値があると判断し、融資をしているのです。

そして、昨年には紙おむつを専用に燃料化する、ほかに例を見ない装置、燃料に最適な新エネルギー源、簡易かつ安定した処理と高い安全性を認められ、東京都から中小企業のすぐれた新製品の普及促進を支援し、いつでも随意契約できる東京トライアル発注認定制度の認定商品に選ばれました。東京では町田市の病院と狛江市の介護施設、ともに民間ですが、このシステムを導入しています。

さらに、最近、鳥取県伯耆町、人口1万2,500人では、平成23年度の本格稼働を目指して、この6月1日から処理機のテスト導入が始まったということを聞きました。

石川県でも能美市は急速に本格検討が始ま

っており、昨日9日に能美市の議員がこの東京の株式会社スーパー・フェイズのほうへ視察に行ったということも聞きました。そのほか、北海道帯広市、網走市、九州熊本市、水俣市などで検討計画中のことでした。

まずは全国の自治体で、そこから世界へというスーパー・フェイズの思いが実現しつつあります。

内^{f17}町でも、この紙おむつ処理機の導入を他に先駆けて進めるべきではないでしょうか。使用済みの紙おむつを集めて処理し、ペレットにすれば、ペレットストーブやボイラーの燃料として自分のところで再利用できます。遠い山林から間伐材や端材を運んでこなくても、自分の足元で持て余している紙おむつから価値ある木質ペレットが生まれます。生ごみの堆肥化同様、地産地消です。このリサイクルシステム導入について、町の考えをお尋ねいたします。

ところで、昨年、庁舎1階や文化会館にペレットストーブの設置を求めたところ、避難口から5メートルのところや避難経路にストーブがあるのは危険であると、そういう決まりがあるとアドバイスがありました。このたびもう一度調べてみると、福島県のホームページ、「ペレットストーブ燃焼中！」には、県内100カ所の公的施設への設置例が紹介されておりました。今申しあげましたような条件を考えながら、もう一度町へのペレットストーブ導入について再考を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

ちなみに、内^{f17}町地域新エネルギー・省エネルギービジョンでは、バイオマスエネルギーについては、2015年までに公共施設にペレットボイラーを2台導入を目標に掲げております。答弁をお願いいたします。

2番目として、4月の人事異動で新たに4人の部長職が誕生し、合計8人になったことについてお尋ねいたします。

私は、07年12月議会において、部長制度に

ついて質問をしました。当時は、部長4人が退職され、翌年にもまた4人が退職を予定されていて、総務部長兼まちづくり政策部長が1人だけというときでした。これを契機に、部長制度を見直し、行政組織の簡素化を図り、スリムな組織体制にしていくのも、目に見える行財政改革の一つである。このまま部長職を不補充にし、凍結したらどうかと申しあげました。それに対して町長は、課の垣根を超えて横断的に組織の連携機能を生かす調整役として、部長制度はなお重要である。この部長制度を初めとする組織体制の見直しについては、今後の本町の行財政改革の進捗状況を検証しながら、新たな課題や政策を踏まえて、より機能的で実効性の高い組織体制づくりを検討してまいりたいと答弁されております。

その行財政改革委員会は、昨年10月で任務を終了しました。そして、この春の人事異動で4人であった部長が8人になりました。町長のさきの答弁にあった行財政改革との兼ね合いはどうか、いささか疑問に思います。

見渡せば町内だけでなく、国じゅうに失業や給与カットされた人があふれているときに、ましてや、3月議会では職員の就業時間が15分短くなって、実質的には賃上げになっているときです。役場の中だけそのような時代の蚊帳の外では住民の共感は得られるのでしょうか。

今回の部長職増員に伴う管理職手当などの給与面や福利厚生費などで町の予算にはどれだけの影響がありましたか、お答えください。

部長が8人になったら、町長のスローガンである3アップ1ダウンのうちの行政経費のコストダウンとは相入れないのではないのでしょうか。住民の皆さんに納得いただくために、コスト増加に見合うだけのサービス、スピード、モチベーションの3アップについて、町当局は説明をしていただきたいと思っております。

管理職の皆さんのますますの奮起を期待いたします。ここであえてお尋ねさせていた

だきます。町長の説明をお聞かせください。

3番目です。

6月議会では男女共同参画について、たびたびお尋ねしております。毎年6月23日から29日は、男女共同参画週間なのです。気づかないで済んでいくようになるためには、あと何年かかるでしょうか。それまではこうして一般質問をさせていただきます。

さて、平成22年度は男女共同参画の予算が少ないのです。内⁽¹⁷⁾町男女共同参画まちづくり条例によれば、町は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるよう努めなければならないとあります。ただし、予算は少なくとももしっかり男女共同参画が前進していけば、もちろん言うことはありません。

そこでお聞きしますが、これからの取り組みはどのように考えておられるでしょうか。男女共同参画室がなくなって、一時のように活発な動きが少なくなったように感じます。行動計画に対する評価はどうでしょうか。生涯学習として啓発事業のほか、職員人事についてはどうか、庁内組織、役場内組織についてはどうか、それらを運営する中での性別による役割の固定化はどうか、何よりも私が期待したいのは、政策形成過程への女性の参加を進めることであり、議会における女性議員4割を目指して、若者やサラリーマンなども含んだ第2回女性議会の開催の見通しなどについて具体的にお答えをお願いいたします。

4番目は、町内在住の外国籍の人たちにボランティアで日本語を教えているグループと町との連携と支援についてお尋ねいたします。

7年前、キラリびとの情報を見た金沢医科大学からの依頼で、教師は2名、生徒は中国からの留学生のみで始まった教室は、今ではかほく市や津幡町からの一般の学習者も含め、20名が登録し、国籍もタイ、ベトナム、バングラディッシュなどに幅広く広がっていると

聞いております。教室も入門編、初級編、中級編と3クラスもあるそうです。7年もの間、毎週、全くのボランティアでクラスを運営してこられたことに敬意と謝意を表したいと思います。ありがとうございました。

10名になった教師は、正式な資格を持っている方も含め、全員日本語を教授する方法を学んだ経験があるんだそうです。彼らは、多文化共生を進めるには、日本語の支援をすることが最も大切との信念のもと、内灘町在住の4名のほか、6名は白山市や金沢市などから、その遠くから全くのボランティアで来てくださっているわけです。

ちなみに、多文化共生とは、同じ地域の構成員としてお互いに認め合い、ともに地域づくりをしようという考え方で、外国籍の人だけでなく、少数民族などについても同じだと聞いております。

そこでお伺いいたしますが、このように町外の方の努力と奉仕によって日本語教育が行われている状態をどうお考えになりますか。どこの自治体でも在住外国人がふえている現在、多文化共生の時代の行政サービスの一環として町も一翼を担うべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

そこで1つ目、自前で講師が確保できるようになっていくために、町は日本語講師の養成講座を現在のボランティアの方たちと連携して開催すべきだと思います。

輪島市で8月に日本語教室を開講するため、日本語教師養成講座の参加者の募集を始めた。珠洲市でも昨年取り組まれており、奥能登2市2町でのネットワークを目指しているという新聞記事をちょうど1週間前に見ました。

輪島市の在住外国人は昨年末で190人、内灘町は4月現在182人です。この記事からも、内灘町での講師養成が急務であることがわかっていただけたと思います。いかがでしょうか、お尋ねいたします。

この項の2番目です。数は少ないが大切なことが子供の支援です。大人だけでなく、日本語ができない子供もいます。そんな児童が内¹⁷町の小中学校に入学してくるというケースがふえることは確実です。実際、昨年、一昨年とそのような例が発生し、この日本語教室の先生方のお世話になっているのです。今後のために日本語教室と相談しながら、町としてしっかりとした対応をあらかじめ決めておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

これらのことは、外国籍の人たちも協働でまちづくりをする仲間と認め、多文化共生を進めていくなれば、当然、町が対応すべき事項ではないかと思います。異文化への理解が進んでこそ、町の国際交流の事業も大きな花が咲くことになるのではないのでしょうか。子供への支援についてのお考えをお伺いいたします。

この項の最後になりますが、日本語教室の必要性、重要性をご理解いただくならば、運営のための支援も必要かと思います。対応をお聞かせください。

さて、5番目になります。

遊歩道の木をもっとふやす努力をしていただきたいということです。06年の6月議会でも申し上げましたが、自然が豊かだと言いますが、実は内¹⁷町にはもう余り自然は残っていないと私は思っております。特に南部と言われる地区にはこの遊歩道しかありません。その遊歩道の木々が少なくなっています。子供たちが虫や鳥の観察ができる環境もここしかないのです。この環境を子供たちに残していくために、町だけではなく住民も努力をしなければならぬのではないのでしょうか。苗木を育て、遊歩道を歩く人たちにお願いで植えていただければどうでしょう。次から散歩に出るときはペットボトルに水を入れてきて、自分の植えた苗木にやっていただければ、活着率はとても高くなるでしょう。これは、町が

推進している公園の里親制度(アダプト制度)と同じ考え方だと思います。

植えるのはアカシアの木。内¹⁷町はアカシアの町です。育てやすいアカシアに助けられて大きくなってきた町です。白いふさが咲き乱れ、馥郁^{ふくいく}とした香りを漂わせるアカシアのもとでアカシアロマンチック祭を初め各種の魅力あるイベントがいつまでも続きますように、アカシアについては町長の所信表明にもあり、我が意を得たところではありますが、町の考えをお聞きして、5つの質問をいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

答弁をお願いいたします。

議長【能村憲治君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 水口議員の一般質問にお答えしたいと思います。

私からは2つお答えしたいと思います。

まず1つは、ボランティアの国際交流への支援ということでありました。

ご承知のとおり、近年、我が国の国際化は地方においても大変目覚ましい速さで進展をしておられるわけでございまして、本町におきましても、本年4月現在で外国人登録をされている方は、今議員おっしゃったように182人ということでありまして、パーセンテージで言えば住民の約0.7%だということでありまして、内¹⁷町では金沢医科大学に学ばれる留学生や研修医の方々も多くて、そうした事情もあって保育所や学校にもお子さんが通っておられることから、第四次総合計画におきまして国際交流環境の整備をうたっているところでございます。

そういった中で、町では国際交流員の配置はもちろんでありますが、乳幼児の健診や予防接種のお知らせなどを個別に対応するなど、本町在住外国人の生活支援を実施をし、その環境整備に努めているところでございます。

しかしながら、さまざまな生活場面での利

便性を求めてさらなる日本語の学習を必要と
考えていらっしゃる外国人の方は大変多いの
ではないかと思っているわけでございます。

そのように日本語を学び、より広く地域に
かかわり、あるいはより深く日本を理解した
いという外国人の皆さんに対しましては、本
町といたしましても国際化事業の一環として
何らかの支援方を講じていきたいと思っ
ているわけでございます。

水口議員の質問の中にも触れられていまし
たように、本町の国際交流ボランティアの皆
さんが、そうした事業にいち早く取り組んで
こられたことに対して、この場をおかりしま
して心からの敬意を表する次第でございま
す。

なお、お尋ねの行政からの支援につきまし
ては、ボランティアグループへの行政支援の
あるべき範疇を慎重に勘案しながら、その具
体的な内容を今後検討してまいりたいと思っ
ているわけでございます。

その際には、ぜひ水口議員のご援助もいた
だきたいなど、こんなふうに思っているわけ
でございます。

次に、林帯遊歩道にアカシアの木をふやす
ためにということの質問にお答えしたいと思
います。

当町のアカシアは、日本名「ハリエンジュ」
という北米原産のニセアカシアであり、やせ
た土地でも成長が速く、砂防用に適すること
から、明治の初めころより徐々に内灘砂丘に
植えられ、昭和20年から30年代に大規模な植
林が行われたところでございます。

それに伴いまして、集落への飛砂の被害も
軽減をされまして、砂丘の農地化と宅地開発
の礎となったと言っても過言ではないわけで
ございます。けれども、残念ながら植栽して
から30年ほどで枯れてしまうわけございま
して、そして倒れたりするということと、ニ
セアカシア自体が国の定める要注意の外来生
物リストに加えられておりまして、適切な取
り扱いが求められていることから、近年は大

規模な植林を行っていないわけでございます。

町の林帯遊歩道についても、ニセアカシア
の木は年々減少している現状でございます。
町民の散策の場となっております林帯遊歩道
の植樹につきましては、これまで主に桜や椿
など多種の植樹を行ってまいったわけござ
いますが、今後はニセアカシアが今日の内灘
町の発展を支え見詰めてきたことや、町民か
らも広く愛され親しまれ、内⁽¹⁷⁾町を象徴する
木となっていることを考えまして、ニセアカ
シアの植樹に努め良好なニセアカシア林を保
存していきたいと、このように考えている次
第でございます。

また、植樹の方法につきましても、議員今
ほどご提案をいただきましたことを参考にし
ながら方策を考えていきたいと思っているわ
けでございます。

私からは以上でございます。

議長【能村憲治君】 蓑外史男副町長。

〔副町長 蓑外史男君 登壇〕

副町長【蓑外史男君】 私からは、水口議
員質問の部長制度についてお答えをいたしま
す。

本町では、町組織の機構改革として平成17
年7月に町長部局の機構を見直し、3部制か
ら、まちづくり政策部を加え4部制にいたし
ております。

当時の機構改革は、行財政改革の推進を積
極的に進めていく中で、職員数の削減と人件
費抑制に努めたいとの考えから、組織体制の
見直しを行ったものでありますが、その見直
しによって住民に対するサービスの一層の質
の向上を図ろうという、そういう意図で実施
したものであります。

議員ご質問の部長職につきましては、今年
度新たに4人の部長職を配置いたしました
が、これは町の緊急課題等への取り組みのス
ピードを高め、より機能性の高い体制づく
りを目指して行ったものであります。

まず第一に、町の最重要課題の一つである

企業誘致に係る各種業務を総合的に推進するため、都市整備部に専任の担当部長職を配置いたしました。これは、早速行動を開始しており、成果も見え始めております。

次いで総務部では、税務課長を総務部担当部長と兼務させ、現下の厳しい納税や料金納付環境などを踏まえ、各部署にまたがる収納業務全般の連携強化を図ろうとするもので、先ほどの川口議員の質問にもお答えいたしました。これも既に関係部署を集めての税金等収納連絡会を設置し、7つの各部署の課題の抽出に今取り組んでいるところであります。

さらに教育委員会では、心身ともに健やかな人間形成を目指す教育行政の重要性が高まる中で、小中学校児童生徒の学力向上など学校教育施策の積極的展開と、家庭や個人の学習支援を通じて内(町)に学びの風土を醸成するための生涯学習環境の充実など、教育委員会内部はもとより、町長部局との連携を強化し、あわせて議会との対応の一段の円滑化を図るため、空席となっていた教育次長職を学校教育課長が兼務するものであります。

また議会事務局では、従来から部長級職員としての処遇であった事務局長の職を、議員の皆様が進めておられます議会改革の取り組みの推進を支援し、かつ執行部側との連携をさらに強化し、相互信頼の関係づくりを進めるために、本来の部長職に位置づけたものであります。

いずれにいたしましても、昨今の行政課題は部署横断のものが多く、これらへの適切な対応を図る上では調整機能をより強化することが必要であり、また、対外的な交渉事もますます多くなるものと思われるので、ここは各部長の出番であると考えます。

また、4月以降、町の重要課題は部長会で論議しながら進めておりますが、構成メンバーである各部長からは、広く、かつ深い知識が集まり、組織がパワーアップし効果的、

効率的な業務執行が実現できるものと実感いたしております。ここはしばらく、この体制で魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと思います。

もう一点質問にありました、4名の部長昇格により、人件費は幾ら増額になったかとのことですが、福利厚生費を含めて4名分で約200万円の増額になりました。この費用が決して高くないという結果を示すことが求められていると思います。これから各部長の腕の見せどころであり、また彼らのモチベーションを高める役割を担うのは私自身であると自覚しております。ぜひともご理解いただき、また期待もしていただきたいと思います。

現在、町といたしましては、人事制度全般についての総合的な見直しを進める計画を持っております。本年度は人事評価制度の見直しから始めますが、職員一人一人の質を高め、それを業務の質の向上に結びつける方向で、町民の期待に応える組織を目指したいと考えております。このことについても各部長の担う役割は大きいものがありますので、しっかりと指導していくよう努めてまいります。

以上、よろしく願いいたします。

議長【能村憲治君】 北川真由美環境政策課長。

〔環境政策課長 北川真由美君 登壇〕

環境政策課長【北川真由美君】 私からは、紙おむつのリサイクルシステムについてお答えをさせていただきます。

我が国は高齢者人口の増加に伴い、大人用紙おむつの排出量が年々増加し、2025年には年間600万トンに達するとも言われております。

紙おむつに使用されているパルプは非常に良質なものであり、森林伐採による環境破壊を防上する観点からも、資源循環システムの構築は今後一層重要になってくるものと思われます

議員ご提案の処理システムは、これまで分

別収集が困難であった使用済み紙おむつに的を絞った画期的な装置として、平成19年に特許を取得し、議員言われたように、東京都の町田市の病院あるいは狛江市の老人ホームで実際に導入されております。

現在、内¹⁷町の夕陽ヶ丘苑では1日約500枚の紙おむつが排出されておりますが、これらは事業系の可燃ごみとして処理されており、その他の町内介護施設も同様です。

このシステムを導入することによって、良質のペレットが生産されれば、議員がおっしゃるように、木質資源の少ない当町にとってペレットストーブの導入に弾みがつくものとも思われます。

ただ、このシステムは、今1台あたりの価格が約4,000万円と高額であり、1施設での設置を検討するよりは、内¹⁷町がごみ処理を委託しております河北都市広域事務組合での運用を視野に入れた方が、より実効性が高められるのではないかと思われます。

議員がおっしゃったように鳥取県の伯耆町では、ことし6月から2カ月間、ごみの処理施設での試験運用を開始したそうですけれど、当初予定していた町内の病院の分だけでは足りずに、急遽、収集範囲を広げざるを得なかったと聞きました。

内¹⁷町としましては、昨年度策定いたしました地域エネルギービジョンの中で公共施設でのペレットストーブ導入も進めることとしており、そのためにも燃料となるペレットの地産地消は大変有意義なこととは思いますが、ご提案の紙おむつリサイクルシステムにつきましては、先進事例を十分に調査、検証した上で、広域での設置も含め検討させていただきたいと思っております。

また、ペレットストーブの導入につきましては、ビジョンに基づき段階的に庁内施設での導入を検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

議長【能村憲治君】 中村由利子生涯学習課長。

〔生涯学習課長 中村由利子君 登壇〕
生涯学習課長【中村由利子君】 水口議員の男女共同参画推進のための企画をの質問にお答えいたします。

本町の男女共同参画事業は、次の3つの視点で実施しております。1つは意識啓発事業の推進、2つには町民とのパートナーシップの構築、3つ目は男女共同参画施策の推進でございます。

1つ目の意識啓発事業では町単独や広域での各種講座の実施を、2つ目の町民とのパートナーシップの構築では町のボランティアグループの皆さんとの共同事業、そして3つ目の施策の推進に関しましては男女共同参画推進委員会におきまして行動計画進捗状況を初めといたします審議、ご提言をいただいております。

さて、今年度の事業予定といたしまして、県女性基金主催のセミナーの開催誘致、また金沢大学の公開講座を取り入れましたエンパワーメント講座の開催など、経費の節減と実効性から県や大学などの外部の力を取り入れるなど工夫を凝らし展開したいと考えております。

なお、議員のお尋ねの件のうち、職員人事に関しまして、今年度女性管理職員数の変更はございませんでした。

また、各種委員会等における女性委員の比率につきましては年々上昇しておりまして、昨年21年3月末の時点で30.5%となっております。

女性委員比率の向上につきましては、今後とも条例に定める4割条項の達成に向けて、全庁挙げて取り組んでいきたいと考えております。

また、女性の政策形成過程への参加を進めることにつきましては、町行動計画の中で、その具体的方策といたしまして、ただいま申

し上げました審議会等委員への女性の参画の促進、内町全庁挙げての男女共同参画型職場づくりの推進、そして人材育成等を上げております。

このように、男女共同参画社会の形成を図っていくためには、地道ではありますが、多様な視点からの取り組みを一つ一つ積み重ねていくことが肝要であると考えております。

そうしたことを積み重ねることによって、女性があらゆる分野において方針の立案及び決定過程への参画が促進されていくことが期待され、そしておのずから女性議員の比率も上がっていくものと考えておりますので、ご理解を賜りようお願いいたします。

以上でございます

議長【能村憲治君】 水口議員、答弁が終わりました。

水口議員。

10番【水口裕子君】 再質問する前に、ちょっとさっき言い忘れたんですが、アカシアの木につきましては、この間お伺いしました旅順口区の通訳をしてくださったボクレンキさんから、アカシアは中国の原産であり、中国では幸せと出世の木として珍重されている、重要視されているというふうなそういう情報をいただきましたので、ぜひそのことを皆様にも知っていただきたいと思い、質問ではございませんけれどもちょっと紹介させていただきます。

それで、再質問ですけれども、男女共同参画につきまして、女性議会の開催の見通しについてお返事いただかなかったように思うのですが、これは町長からも、それから当時のまちづくり政策部長の高木部長からも女性議会の開催の見通しについて、以前お答えをいただいているわけですけれども、今の見通しはいかがなものでしょうか、よろしく願いいたします。

議長【能村憲治君】 中村由利子生涯学習課長。

〔生涯学習課長 中村由利子君 登壇〕

生涯学習課長【中村由利子君】 再質問につきましてお答えさせていただきます。

女性議会につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、今年度はまず人材育成に重点をあて、女性だけでなく、一般町民の方々も対象にした講座の実施を考えております。

議会の形式をとるかどうかということはまた別にいたしまして、その学びを実践につながるような取り組みをぜひ取り組んでいきたいというふうには思っておりますが、それが女性議会という形になるかどうかということには、今年度は考えておりませんので、ご了承いただきたいと思っております。

議長【能村憲治君】 水口議員。

10番【水口裕子君】 女性議会のことについてですけれども、今年度そういうことがない、それに向けての取り組みを今年度はするのだということがわかりましたけれども、とりあえず、この前の答弁のときには、町長及び高木部長からは二、三年に1回そういうことをしていきたいというふうな答弁をいただいております。ことはしないけれども、来年はそういうことを考えるのだという、そういう確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。お願いいたします。

議長【能村憲治君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 水口議員の再々質問にお答えしたいと思うんですが、その当時に私も答弁したかと思うんですが、女性議会の役割、私たちも驚くほどすばらしい役割を示していただきました。そんな意味では、毎年というわけにはいかないけれども、2年に一遍とか、あるいはもっとやればという話が出てくればそういうことで取り組むということも大事ではないかなと、こんなふうに思っていますので、ぜひ町民の皆さんの要望にこたえる形で実施されればということに思っ

いるわけでございます。

以上でございます。

議長【能村憲治君】 水口議員、答弁が終わりました。よろしいですか。

10番【水口裕子君】 はい。ありがとうございました。

議長【能村憲治君】 4番、藤井良信議員。

〔4番 藤井良信君 登壇〕

4番【藤井良信君】 議席4番、公明党、藤井良信。

本日、長時間にわたりまして、傍聴の皆様方にはまことにありがとうございます。

私からは、通告に従い、一括の質問とします。

まず、この4月、5月と町の大きなイベント行事として、総合公園大型遊具施設海賊船のオープン、また世界風の祭典、アカシアロマンチック祭、内¹⁷口ロマンチックウオーク、そして町民体育祭など、町の活性化へとつながるイベントが次々と開催されましたが、行事の運営に携わってこられました方々には心より御礼を申し上げたいと思います。

また、町執行部では、町民の側に立った質の高い行政への転換との視点から、いよいよまちづくり町民会議によるまちづくり基本条例の策定に向けて作業段階に入ってきたことです。町民みんなでつくる意識と環境と、そして仕組みづくりとのことでございますが、委員会の方々におかれましては、何とぞよろしく願いいたします。

一方、国会では強者の論理から、その欲求はますます肥大化し、そして新党ブームの広がりや政治そのものに対する危うさをだんだん露呈してきているように感じられるところです。

そして、昨日のテレビドキュメント番組からは、介護についての報道がございましたが、介護される人と介護する人、加えて介護士を見守る第三の目が極めて重要であるということです。

私のほうからは、最初に若者世代のためのまちづくりとの観点からお伺いをしたいと思います。

先日、内¹⁷町に住む19歳になる青年から、本人はこれまで大学受験を目指して勉学に励んでいたとのことですが、同居している祖母の介護を手伝う中で介護の仕事に通じて社会のお役に立ちたいとの思いから、今は介護2級を目指してグループホームで働き始めたことを喜々として話されておりました。純粋に志を立て、本人の生き生きしている様子から、その青年がとても大きく目に移り、心から応援をしたいと思ったのは、私一人ではなかったかと思えます。

ここでまずお伺いします。

この青年が生きがいを持って将来にわたり仕事に専念できますよう、町ではどのような支援制度があり、応援がありますか。具体的にお示しください。

また、ここで申し上げるまでもなく、若者を取り巻く環境はまさに危機的状況でございます。少子・高齢化社会、2005年時点での高齢者1人に対して3人の現役世代で支えている中で、対して2050年には高齢者1人に現役世代1.2人で支えることになるとの推計がされております。

また、国民1人当たり763万円の借金は、将来世代への後回しのツケとなり、さらに若者3人に1人が非正規労働者の時代でございます。多くの若者が収入や待遇、将来の生活に不安を感じており、そういったことから、私の次の質問はさらに掘り下げて、ひきこもりやニートについてお伺いをしたいと思えます。

まず、今から20年ほど前のひきこもり平均年齢は二十歳前後でしたが、最近の統計では平均年齢が32歳に達しております。そして、家に引きこもっている最も高い年齢層は40歳半ばとの報告がされております。

また、総務省の統計では、30歳から40歳のパラサイトシングル、このパラサイトシング

ル、ちょっと聞きなれない言葉なんですが、親と同居する未婚者という意味だそうなんですが、このパラサイトシングル数は269万人に達しており、このうち、完全失業者は8.2%、パラサイトシングルのうち22万人が親の収入や年金に頼っている計算となります。

ただ、ひきこもりやニートは生物学的なストレスにさらされず、生存競争も少ないことから、意外と長生きするとの報告があります。

そして、仮にこのひきこもりやニートが80歳から90歳まで長生きするとしたら、今は親はいるけれど、親がなくなった後はどうやって生きていくかが心配されます。家族がひきこもりやニートをずっと見ていられるわけではありません。

また、日本では、これまでこういった弱者保護が家族に任されてきた伝統があります。しかし、今はお年寄りが入院しても治療やりハビリは病院に預け、家族が見舞いにも行けない状況がふえてきております。加えて、成人した子供がいつまでもニートをやっている場合、親が子供の面倒を見切れなくて見放してしまう兆候もあらわれ始めております。

そして、若者のホームレスもこういったことからふえてきているとの統計が報告がされております。

政府がこのまま若者のひきこもりやニートに手をつけず棚上げにしたままでは、2030年以降、こうした課題は社会的な衝撃として必ずあらわれてくると専門家は警告をしております。

ここで伺います。この若者のひきこもり、ニートについて、町の現状と認識はいかがでしょうか。

また、こういった問題について解決法を国に提起しても、今の厚生労働省での研究事業からは20年後の課題より喫緊の課題を優先したいとのことでけられてしまっているのが現状であります。国家主導でこの問題に手をつ

けるべきであるが、必ずやってくる少子・高齢化社会でのゆゆしき問題として、NPOや企業の取り組みを待つばかりでなく、まちづくり施策からの取り組みとして町のお考えはどうでしょうか、伺います。

さらに、ひきこもりやニートを含めて、現代の若者の就労問題はもはや福祉の領域に入ってきているように感じられます。1990年代から始まった中高生でのアンケートでは、社会に希望が持てない、成功しても報われない、成功するより好きなことをして暮らしたいとの内向きな保守化が進んでおります。高学歴であっても就職が思うように決まらず、社会の体制の中にうまく入っていけない。それでは、なぜ就職活動がうまくいかないのか、このことに関して精神科医の斎藤環さんは、著書『思春期・青年期の精神病理学』の分析の中で、コミュニケーションスキル（意思伝達能力）の問題がとて大きいとして、その傾向性を次のように述べられております。

小中学校ではスクールカーストと呼ばれる学校内での身分制度が生まれてきている。コミュニケーションスキルの高い人はクラスの人気者になりますが、スキルが低い子は下層部へ追いやられてしまう。笑いをとれる子が一番偉い。そして、子供たちや若者は自分の言葉が通じる仲間としかつき合わない。昨年、「空気を読む」という言葉が流行しましたが、場の空気を乱すことを言ってしまうと集団を壊してしまうとのことで、周りからは嫌われないよう仲間集団を維持しながら、子供たちはどんどん保守化してきており、自分たちと違った人たちと交流してみようという意識がなくなっているというのであります。

そして、「おまえはいじられキャラだ」と言ったキャラ分化が自然に固定されてしまい、一たん固定化されたキャラのイメージを裏切るような行動をとるとおかしいといじめられ、集団から排除される危険性を抱え込んでしまっているということです。

問題は、子供たちや若者たちが自分のキャラを変えてはいけないという強迫観念にとらわれてしまうことであり、自分はこの先変わるのだという希望が低下し、自分で変わっていくことが楽しいはずであるのに、将来変化することにおそれを抱いている」というのであります。

このようなことから、ここで伺います。小中学校での「スクールカースト」と呼ばれるこれらの傾向性について、町での実態はどうでしょうか。

また、子供たちや20代の若者たちの多くが自分が変化する可能性を信じられなくなっている傾向があるとのことですが、このような現実を町はどのように認識をし感じておりますか、ここでお示しください。

そして、若者たちの海外旅行がふえてきているとのことですが、ここでも若者たちの海外旅行はパック旅行に出かけるという例が余りにも多いことを指摘しております。ひとりで海外旅行をすれば、嫌でも異質な文化や異質な人と出会わなければならない。そうした異質なコミュニケーションに耐えられなくなっているというのであります。

そして、さらに斎藤氏は、つまりきや失敗が人を成長させるということがもはや神話になってしまいましたと言われております。

ひきこもりの人たちは、インターネットを使って人間関係をつくれればいいと思っているが、それはうまくいかない。出会い系サイトや結婚相談所はしょせんデータベースでしかなく、最初から相手が交換可能の人物になってしまっているからです。

人間関係においては、いきなり人と出会い、だんだんとその人について知っていくという順番で親しくなっていくほうが人間関係は長続きするし、豊かなものになっていくというのであります。しかし、それでも若者は人間関係にお金を使おうとしているとして、消費社会研究家の三浦^{あつし}展さんは、著書『情報病

なぜ若者は欲望を喪失したのか?』の中で、今の若者の欲望の変質として、車が欲しいとかブランド品が欲しいという、物にお金を使うことより、人間関係、友達との関係をよくしたいという方向に欲望がシフトしていると書かれております。

しかし、それと同時に、インターネットや携帯電話の存在が当たり前になっている現代の若者たちにとって人間関係を大切にしたいという気持ち自体は心が豊かになったというよりはメディア環境の変化により、若者たちみずからが空気を読まざるを得ない環境をつくり上げ、人間関係を重視せざるを得ない状況に陥ってしまったことです。コミュニケーションによる時間とエネルギーを使わないと人間関係の維持管理ができなくなってしまう。

ここで伺います。現代の若者がだれにどう思われるかに気を使いながら生活をし、波風立てることを避け、過剰なまでに他者との同調性を求めながら、なおかつ自我拡大への変化を恐れるジレンマと情報病の真ただ中に今の若者はいると想像できますが、町ではこういった現状をどのように感じ認識されておりますか、ここでお示しください。

加えて、人間関係がうまくいって楽しく過ごせれば、物を買わなくても人は十分幸せになれることを今の若者は気づき始めており、成熟した社会へ向かっての新しい価値観が生まれてくる可能性を秘めていると、ここで三浦氏は言われております。

そういったことから、再度伺います。少子・高齢化時代、若者たちの未来を守る新しい価値の創造へ町はどのような計画や見解をお持ちでしょうか、ご披露ください。

次に、昨年、地方分権、地域主権を論議した現政権の公約は、今のところ遅々として具体策が見えてこないところがございます。

ここで中央集権というのは、いわゆる縦型の構造であり、中央や東京一極集中からの脱

却であります。一極集中が進めば進むほど、人間はそれが当たり前になってしまい、地方の潜在力への視線を制約してしまうことになってしまいます。民間でも基本的には同じ構造を持つところが多く、地方分権論議は単に中央集権論議を否定し、役所を批判すればそれで済むという話ではございません。そして、2100年までのあと90年で日本の人口は半減していくことがここでも予測されており、そこに向けて基礎自治体が強くなることが重要とのことから、単に規模が大きくなるのではなく、新しいものを生み出していく力が大切であると言われております。

また、大阪市のベッドタウンである堺市では、一歩進んだ取り組みとして、市職員みずからが町内会など足しげく通って、地域でのコミュニティづくりを行っております。ここでは、基礎自治体の職員を公務員とくくって考えるのではなく、もっと広い意味での地域の創造者といった立場でとらえております。

住民と一緒にまちづくりと産業づくりをジョイントさせていかなければ地域の活力は衰退してしまうとのことから、少子・高齢化時代の今こそ自分たちがどのような新しい地域を築いていくべきかとのいち早い取り組みが行われております。

ここで伺います。行政職員みずからが町民の声を聞くための地域サービス向上を目的とした専属部署が編成され、町全体を元気づけていこうとの取り組みとして町職員による地域元気育成プロジェクト隊がここで組織されますことを望みますが、町のお考えはいかがでしょうか。

また、そういった町職員によるドアからドアへの町民元気のための訪問サービスの取り組みでの役割やメリット性におきましては、あらゆる多岐にわたることが想像できます。その一つとして、地域住民にとって心の避難所としての価値が生まれてまいります。内灘住民であることでの帰属意識による安心・安

全であります。

町広報やホームページも大事でありますし、滞納住民税の回収相談もまことに大切であります。それだけでは住民意識は変わらない。町行政からの直接の心の触れ合いの交流なくして町民からの信頼はなかなかかち取ることはできないし、町職員の額に汗した町民元気のためのフットワークサービスなくして町民の社会貢献のための意識の開拓とはならないように思いますが、この点からの見解はいかがでしょうか。

また、今ほど冒頭で紹介しました青年が、同じ介護の使命などに目覚めた若者たちとともに自信と確信を持って町の将来を語り、地域の中でしっかり根を張って、立派に成長していけるような環境づくりをしていくことが地域の創造者、町のクリエイターとしてのお役目ではないかと思いますが、この点はいかがでしょうか、お答えください。

次に、町の潜在資源の開発との観点から、このたびの中国旅順口区初訪問の成果と今後の課題について伺います。

この5月24日、内灘町から大連市旅順口区へ友好交流団の第一歩がしるされましたが、どこへ行っても熱烈歓迎の敬意を受け、改めて国は違っても人と人との温かい交流からすべては始まると感慨深く思い出すところでございます。

そして翌25日、旅順口区人民政府にて^{ホイクイ}恵凱^{グォーシャオデー}区長、郭曉迪副区長から内灘町との交流について大きな期待とともに何点かの課題が寄せられました。これら教育、環境、観光との課題から町長はどのような見解と認識を持たれたのでしょうか。今後の交流への意欲などもあわせてお示しください。

また、席上、石川県日中友好協会の古賀克己会長からは、双方が経済性の伴った交流を望まれましたが、町が旅順を見据えた経済交流のためには、まず周辺のネットワークの構築が大事となってまいります。そしてまた、

旅順口区との人的交流が生まれ、地方が中央を介さずに周辺地域や海外と結びつくことができるようになったわけでございますが、町は今、国際社会のグローバル化に向けて極めて重要なポジションに立っていると思います。この点から、町長は行政の役割としてはどのように感じになっておりますか、お考えなどご披露ください。

また、現在、地方が抱える多様な課題に対する町の取り組みは、日本を追うように成長する諸外国が未来に直面する問題であり、そうした取り組みの軌跡そのものが国際的な交流においては有益な資源として価値を放っていくと考えられます。教育であり、医療であり、環境、歴史、文化などありますが、加えて周辺の地域ネットワークが構築されれば、互いが求め合うさまざまな資源と結び合うことができるようになると考えられ、そういった点から忘れてはならないのは、地域住民の人的潜在資源としての地域コミュニティのパワーであるかと思えます。ともかく「轍は熱いうちに」との言葉もございます。ここで旅順との友好交流におきましての町執行部の本気になった交流ビジョンの構築を速やかにお示しくださるよう望むところですが、この点を最後にお聞きしまして、私の一般質問いたします。

町執行部の皆様におかれましては、どうぞ的確なる答弁をよろしく願いいたします。

ご清聴ありがとうございます。

休 憩

議長【能村憲治君】 この際、暫時休憩いたします。

再開は13時、午後1時といたします。

午前11時49分休憩

午後1時00分再開

再 開

議長【能村憲治君】 休憩前に引き続き会

議を開きます。

一般質問を続行いたします。

八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 藤井議員の一般質問にお答えしたいと思います。

私からは、中国大連市旅順口区訪問の成果と課題についてお答えをしたいと思います。

旅順口区へは、先月24日から26日にかけて、内⁽¹⁷⁾町商工会長、河北地区日中友好協会の理事長、金沢医科大学の理事長さん、石川工業高等専門学校校長を初め本町議会議員8名の皆様にもご参加をいただき、各分野の皆様とともに訪問をさせていただきました。

今回の訪問は、本年2月3日に旅順口区代表団が本町を来訪され、友好交流関係の協議に関する基本合意書を取り交わし、また招聘を受けたことから、その答礼に加え、旅順口区の現状理解を深め、友好関係が揺るぎないものとなるよう実施したものであります。

訪問中、旅順口区の皆様は大変友好的で、心の込もった温かい歓迎をいただきまして、訪問団一同、改めて感激したところでございます。

ことわざに「百聞は - 見に如かず」と申しますように、実際に旅順口区に入り、自然環境や観光資源に恵まれた土地柄と近年の開放政策による目覚ましい発展を目の当たりにし、大きな感動を受けました。

特に、港周辺に広がる工業地帯の発展や道路・鉄道のインフラ整備、また歴史遺産の多い景勝地の観光開発など大きなプロジェクトによる発展を遂げており、今後も一層進展していくものと推察されるわけでございます。

今回、旅順口区政府とは、さきに合意いたしました友好交流関係の推進を確認した上で、今後は相互理解を一層深め友情を育むために、まずは多くの人々が往来を重ねる人的交流を推進していくことで意見交換をさせていただくことができました。

町民の皆様による対話交流を通じて、お互いの異なる背景や文化を理解し合い、国際社会における価値観などの認識を深め合い、国際性豊かな人間形成の育成を図るなど、今後の地域コミュニティの活性化とまちづくりへの創造につなげることができるものと考えているわけでございます。

また、旅順口区政府におきましては、今後の旅順口区の発展における重点課題といたしまして、教育、観光、環境を掲げられておりました。教育においては、大連医科大学を中心とした学園都市として、観光では風光明媚で歴史遺産の多い観光都市として、また環境に配慮した開発都市を目指しておられ、本町のまちづくりのテーマと相通ずるところが多くありました。こうした課題への取り組みには、双方とも今後の交流の中で大いに参考になるものと思われるわけでございます。

さて、お聞きしますところ、内¹⁷町町会区長会及び公民館協議会の研修先にこの旅順口区が候補地となっているとのことであります。町といたしましては、こうした各種団体の人的交流において、橋渡し的な役割など交流のコーディネートが担えるよう努めてまいりたいと考えているわけでございます。

加えて、今後は金沢医科大学と大連医科大学との交流支援を初め、企業等の経済交流支援、またメディカルツアーといった分野も視野に入れ、石川県や金沢市などの国際交流も参考にしながら、本町ができる役割と交流人口の拡大施策を探ってまいりたいと思っております。

このように、本町における国際交流は、これまでどおり中国江蘇省呉江市との友好交流を初め、今回の大連市旅順口区とも友好交流を推進するものであり、ともに国際平和と友好関係の発展に寄与してまいりたいと考えているわけでございます。今後とも、ぜひ議員各位のご支援とお力添えを賜りますように、よろしくお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

議長【能村憲治君】 高木和彦まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

まちづくり政策部長【高木和彦君】 私から、1点目の若者世代のためのまちづくりの中で、町職員による専属部署として地域元気育成プロジェクト隊が組織されないかというご質問にお答えします。

町職員が町民の皆さんとさまざまな分野で積極的にかかわりを持ち、町民の信頼を得ることはとても大切なことだと思います。ただ行政のスリム化を図っている中では、今すぐ新たな専属部署の設置というのは難しいと思います。むしろ、職員が町会活動やボランティア活動などさまざまな形で地域に入り、ともに住民活動を行うことで地域を知り、地域の課題を共有することが大切です。その結果、町民との信頼関係も深まり議員が期待する職員像としてつながっていくのではないのでしょうか。

自助、共助、公助という分け方があります。自助はご自身の力で、共助は地域の力で町民の皆さん同士で助け合う、公助は行政の力です。今、行政主導から町民主導のまちづくりを進めるためにも、公助から共助へと地域力を高めることが必要であります。

ご提案の地域元気育成プロジェクト隊は、地域防犯パトロール隊のように地域の皆さんで担っていただくのが望ましいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長【能村憲治君】 川口克則町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

町民福祉部長【川口克則君】 私からは、藤井議員ご質問の若者世代のための町づくりを問うの中から、若者世代のための町の支援制度はと、ひきこもりやニートについて町の現状と認識を聞く、そして現代の若者世代の現状から町の認識を問うについてお答えいた

します。

内^{f17}町の若者の引きこもりやニートにつきましては把握しておりませんが、若い世代に多いニートは大きな社会問題となっております。バブル崩壊後、日本の若い世代の人たちを取り巻く環境は、就職氷河期、非正規雇用、低収入など大変厳しく、自分の夢や希望が持ちにくい状況でございます。中には、職がなく、家に閉じこもって社会に目を向けなくなるケースもあるようでございます。

内^{f17}町には、そういった若者をサポートする制度はございませんが、国の大きな問題であり、国、県レベルでの対応が急がれるところですが、町としましても今後考えていかなければならない課題であると受けとめております。

子どもの自立につきましては幼少期からの育ちが大きく影響するもので、乳児期、幼児期、小学校、中学校、高校と子供が一人の大人として自立していくまでの課程が重要と考えております。

このような中、内^{f17}町では平成17年に深刻化する児童虐待を初めとする要保護児童等に対し、関係機関と連携し児童虐待の防止や早期の対応、家族の援助を実施するため、要保護児童対策地域協議会を設置いたしました。この協議会は、民生児童委員、保育所、小学校、病院、保健センター、児童相談所などの代表が要保護児童に対する支援を協議するもので、年に1回から2回の検討会や勉強会を実施しております。また、個別の検討事例が発生した場合には、関係機関の担当者で個別検討会を行って対応をしております。

子供の育ちの連続性を重視し、関係機関が互いにつながりあって支援する仕組みで、子供だけでなく、子供の親をも支援するものでございます。

平成22年3月に策定しました内灘町次世代育成支援地域行動計画 後期計画でございますが、中でも、この協議会のネットワ

ークの強化を目指しているところでございます。

したがいまして、今後、協議会の中で、実際に子供やその家族にかかわっている関係者が継続して見守る実務者会議を立ち上げ、関係機関の連携強化を図りたいと考えております。引きこもってしまう子や若い世代の困難さを抱えた家庭等を協議会を中心に社会全体で支援できるよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長【能村憲治君】 長丸一平教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 私のほうからは、町内小中学校でのスクールカーストの実態についてお答えいたします。

まず、結論から申しますと、現在のところ、町内の小中学校ではスクールカーストに当たる学級の身分階層により、クラスがグループで分断され交流がほとんど行われなくなるような現象は、幸いにも確認されておられません。

ただ、昔から見られる学年をまたいだ上下の関係、先輩、後輩の関係は存在しております。特に中学校の部活動では、上級生と下級生の間ではあいさつなどの伝統的な決まりやルールが存在しているようですが、学年で分断されることなく、同じ所属集団として機能しています。

しかし、昨今、テレビ番組、特にお笑い番組等を見ると「いじられキャラ」と称して、からかわれの対象となることを売りとする芸人が登場しているものもございまして。子供たちがこれを見て誤解し、あるいはそれをまねていじめに発展するなどの悪い影響も懸念されるところであります。

町内の小中学校に通う子供たちが明るい気持ちで学校生活を送ることができるよう、今後とも注意深くクラスや学年での児童生徒の日常の様子を見守り、また学校現場を管理する教職員を指導してまいりたいと思っております。

議長【能村憲治君】 藤井議員、答弁が終

わかりました。

4番【藤井良信君】 的確な答弁、ありがとうございます。

1つだけちょっと聞き漏らしているのかもわかりませんが、若者のための環境づくりということが大事かと思いますが、そういった取り組みについて、まちづくり町民会議でもワークショップなんか通じて検討課題としていただければなというふうに思うわけでございますけれども、その点、ひとつよろしくお願ひします。

議長【能村憲治君】 高木和彦まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

まちづくり政策部長【高木和彦君】 再質問にお答えいたします。

いつの時代においても、親の目から子供たち、あるいは若者を見れば、「今どきの若者は」といった言い方があります。その子供たちを育ててきたのは我々親の世代です。ひきこもりやニートといったそういうものは、やはり現代の社会が生み出してきたものだと感じます。

でも、今の若者たちには時代の流れで失われたものもありますが、私たちの及ばない新しい力や能力、そういったものも育っています。まず若者たちを信じて、どうやって若者を支援していくか、そういうことが大切だと思います。

先ほど川口部長や教育次長のほうでお答えしたように、心の教育や、あるいは子育て支援策といった中で、若者を育てていくことが大切です。ただ、大人全体で社会全体で子供や若者を見守っていくと、そういった姿勢が大切だと思います。

それから、まちづくり基本条例策定の中で、住民の権利や責務、あるいは行政の役割といったことをこれから議論していただきますので、そういった中でも一つの方向性が示されてくるものと思います。

議長【能村憲治君】 藤井議員、よろしいですか。

4番【藤井良信君】 はい。

議長【能村憲治君】 9番、清水文雄議員。

〔9番 清水文雄君 登壇〕

9番【清水文雄君】 議会会派、社民クラブの清水でございます。

冒頭に、国政に関して川口議員あるいは藤井議員のほうからもございましたので、一言述べさせていただきます。

皆さんもご存じのとおり、内¹⁷町は日本で最初の米軍基地反対闘争が闘われた町でございます。全国に知られるあの内¹⁷闘争であります。私は、現在の沖縄県の基地問題と、この内灘闘争を重ねて見てしまうわけでございます。

そして、この内¹⁷に住む、私は後から来た住民でございますけれども、内¹⁷に住む住民として連帯感を深めております。

私は、社民党でございます。私ども社民党は、日米両政府が5月28日、米軍普天間基地の移転先としてあの沖縄県の名護市の辺野古を明記した共同声明をまずは発表をしました。同時に、鳩山内閣は、同じく辺野古移設を盛り込んだ閣議決定を行って、鳩山首相がこれへの署名を拒んだ私ども社民党の党首であります福島瑞穂消費者・少子化担当を罷免をしたのであります。

私どもは、これに抗議をして、まずは沖縄県民と私たち国民の信頼関係、同時に、国民と政府の政治の信頼関係、さらには国民と日本国とアメリカの信頼関係、それを損ねるものだというので、その3つを大義にして署名をしなかった。同時に、その3つを大義として、連立を組んでいた連立政権を離脱をしたのであります。

これからは連立を組むに当たって確認した10項目の政策がございます。その10項目の中身を是々非々で臨んでいく野党になりました。

とりわけ、手前みそではございますけれど

も、私は調印を拒否し罷免された福島党首の「私は、言葉に責任を持つ政治をしていきたい」のその言葉、本当の政治家としての姿を見た思いがしたわけでございます。

現在の政治、そして政治家に対する不信の中で、先ほども水口議員のほうから町長の政治スタンスの問題もありました。私は、そういう意味では一町議会議員として、自分もやっぱり言葉に責任を持つ議員でありたい、そんな決意を固めているわけでございます。私も町議会議員でございますけれども、人間として一人の人間としてもその言葉を大切にしていきたいなというふうに思っているわけでございます。

そんなことを申し上げながら、質問に入らせていただきます。

私は一問一答方式での質問といたしますので、どうか執行部の皆さんには前向きな答弁をお願いをしたいと思います。

まず1つは、町福祉センターについてでございます。

町福祉センター「ほのぼの湯」について、ご存じのとおり1978年、昭和48年にほのぼの湯が建設をされました。既に38年が経過をいたしております。92年（平成4年）に改修はされていますが、耐震診断の結果は、耐震性については不十分であるということが明らかになっているわけでございます。

ご存じのとおり、ほのぼの湯は多くの高齢者の福祉施設として町民の皆様の憩いの場として親しまれているわけでございます。利用者数は、昨年度も22万2,679人と多くの町民の方々に利用されています。

聞くところによりますと、ほのぼの湯の耐震性をアップするための補強は、ふるの中に壁をつくるなどの工法しかないようでございまして、補強は難しいということでございます。

一方で、町は耐震改修というのを優先順位を決めて実施をし、それに従って取り組みを

進めていくという姿勢でございます。

これまでに耐震化事業を小中学校の教育施設が終わり、そして現在、保健センター、町総合体育館が工事中であります。この定例会にも提出されている6月補正予算では、向陽台、これは私立でありますけれども向陽台保育園、宮坂学童保育クラブ、武道館の耐震調査、そういう事業費も計上されているわけでございます。

こうした中で、私は、町として福祉センター「ほのぼの湯」については、まずはやっぱり利用者の安全・安心を確保して、より一層の町民福祉の向上を図らなければならないというふうに思うわけでございまして、現在、何よりも優先をして、福祉センターほのぼの湯の改築工事に向けて計画をスタートさせるべきだというふうに考えているわけでございますけれども、町長のお考えをまずはお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

議長【能村憲治君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 清水議員のほのぼの湯の質問についてお答えをしたいと思います。

今ほど議員おっしゃいましたように、ほのぼの湯につきましては、耐震診断の結果、耐震上の問題があるということが判明したということでありまして、その耐震に問題あるけれども、それをカバーするということには浴場という建物の性格上難しいと、こんな話があったわけでございます。それは議員おっしゃるとおりでございました。

そのために、ほのぼの湯につきましては、今この場所で建設するのがベストなのかということを検討しているわけでございますし、また財政的に大変厳しいということでもありますので、何とかこの事業を補助事業あるいは起債事業で対応できないかということで現在検討を加えている最中でございまして、ぜひとも今年度中にその方針をしっかりと決

定していきたいと思っているわけですので、早い時期にほのぼの湯を建設したいと、こんなふうに思っているわけですので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長【能村憲治君】 9番、清水文雄議員。

9番【清水文雄君】 今ほど町長のほうから、場所をどこにするのかということや、あるいは有利な起債、あるいは補助制度を利用していきたいということでございますけれども、財政的に厳しいのは町民もみんなわかっているわけございまして、そんな中でどう町民の安心・安全というのを図っていくのかということがやっぱりこれからの町政運営には問われるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

したがって、補助金の活用の検討やら、それは当然していかなければならないというふうに思うわけでございますけれども、方法の一つとして、現在、基金に高齢者いきいき健康センター整備基金1億2,000万、さらには伊丹産業のほうから1億の寄附金をいただいて積み立てている海と砂丘文学顕彰事業基金1億65万5,000円があるわけでございますけれども、やっぱりそういう財政を見て優先をしていかなければならぬ事業に対しては、とりわけ住民の、何度も言いますけれども安全・安心を図る、何よりも優先しなければならぬ事業については、例えば基金条例を海と砂丘文学顕彰事業基金なんかの条例を改定をして、そのことにその基金を使っていくとか。これは寄附金を積み立てている基金でありますから、将来的なものが基金としてはそういう条例でくくっておるんですけれども、余り明確ではない。

そういう意味では、緊急を要するものについてその基金のあり方というものも考えて、条例改定も含めて、優先事業については進めていくべきではないかなというふうに思うわけでございますけれども、町長の考えはどうでしょうか。

議長【能村憲治君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 今ほど清水議員のほうから、ほのぼの湯建設のためには基金があるではないかというお話がございました。仮称ですが、高齢者いきいき健康センター整備基金1億2,000万円ある、あるいは伊丹産業からの寄附金であります1億円を積み立てた海と砂丘文学顕彰事業基金1億65万5,000円、こんなことを使えばすぐにでもできるではないかという、こういう話でした。

もちろん、おっしゃるとおり、それをきっかけとして早急に取りかかるということは大事であります。

しかしながら、大事な基金でありますので、要は私たちのその建設事業に補助事業があったり、あるいは起債事業が充てられるものなら、きちんと充てた上で対応していったほうが、後々のためにもその基金というのは大事なものですから役立つと、こういうふうに思っていますので、ぜひともそのことで検討をしていきたいと思っているわけでありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

議長【能村憲治君】 清水議員。

9番【清水文雄君】 それでは、早急に検討するというところで、今年度中ですか、決めていくということでございますが、やっぱりそういう町民の安心・安全にかかわる部分について早急に検討をしていくべきだというふうに思いますので、基金の運用も含めて財政の事業費の財源も含めて、早急な検討をお願いをしておきたいというふうに思います。

2つ目でございますけれども、福祉センターが老朽化あるいは耐震の基準の問題から、福祉センター本館部分が使用停止をして1年が過ぎております。町長は、昨年6月議会でここにいらっしゃる川口議員の一般質問で、複数のホテル業者から問い合わせがあるということをおっしゃられて、基本開発プランを固めるんだというふうにおっしゃっているわけでご

ざいます。そして、遅くとも平成23年の春には開業をしてもらえるように進めるという答弁をしていらっしゃるけれども、その見通しというのをどういうふうになっているのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

議長【能村憲治君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 今ほどの清水議員のホテルの見通しということでご質問がございました。

昨年の9月でしたかの環境開発特別委員会で、いや、本会議で私のほうから6月議会で川口議員さんの質問に対して、できれば平成23年の春に開業していただけるようにしていきたいという、こんなお話をしたという経緯であります。

当時は、4社、5社というそういう問い合わせがあったということですが、ご承知のとおり、北部地域というところは、白帆台を除いてすべて市街化調整区域だということでもありまして、市街化調整区域は都市計画法上、建物を建てることに対して著しい制限が設けられているということでありまして、町が福祉センターと同一用途のものを建設することは可能でありますけれども、民間業者が現地でホテルを建設するためにはさまざまな条件整備が必要となっているということでもありました。

そのために、昨年から都市計画マスタープランという町の都市計画上の上位計画の見直しを行っているわけですが、それと並行して、市街化調整区域内における地区計画に基づく開発行為に該当させることができないかなど、石川県とさまざまな協議を重ねているところであります。そんな意味で、思ったよりも時間が今要しているということでありまして、まだまだこれから詰めなければならない課題はあるわけですが、精力的に進めてまいりたいというふうに思ってい

ます。

先ほどの一般質問の中にもありましたが、企業誘致の専任部長を設置したということもありました。彼を中心に今一生懸命に動いているわけでありまして、ぜひご理解をいただきたいと思っているわけでございます。

いずれにいたしましても、北陸新幹線が4年後までに宿泊施設の充実を図りまして、観光及び交流振興施策を通して、町の活性化や町の魅力創出をぜひ図っていきたく、こう思っているわけでございます。

先ほど来お話ししていますように、石川県とさまざまな協議ということでもあります。今、石川県でも6月の定例会が行われている最中ではありますが、その県知事5期目の出発の議会ということでもありますが、その予算を見ますとすべてが北陸新幹線に通ずるという思いでかなり積極的な予算を組んでいるということでもありますから、かねて知事は周辺の市や町はこのチャンスを逃さずに魅力アップのために頑張ってくれと、こんな話をされているわけでもありますから、ぜひとも県に対して積極的に対応していただけるように、これからも頑張っていきたいと思っていますので、議員の皆さんにもよろしくご協力をお願いしたいと思っているわけでございます。

清水議員には、そんなことで今現状があるんだということをお知らせしたいと思います。

以上でございます。

議長【能村憲治君】 清水議員。

9番【清水文雄君】 市街化調整区域であるためになかなか県との話がうまくいかない。そういう意味じゃ、23年の春には開業したいということは無理だということで解釈をしていいのか。それならばいつになるかということを知りたいんですけども、それもまだ不明だということで解釈をしていいのか。

ただ、先ほども北陸新幹線開業という大きなものが控えていますので、それに向けた努力のあり方みたいものが問われてくるという

ふうに思いますので、そこのところを明確に
していただきたいと思います。

議長【能村憲治君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 今のご質問であり
ます、どの時点でというのを明確にしてほし
いということではありますが、今ほど申しまし
たように、県との協議が長引いておりますの
で、性急にこのことを詰めていかないかん
ということでもありますので、例えば来年春と
言っていましたことができるかどうかといえ
ば難しいのかなという面もなきにしもあらず
ということではありますが、先ほど申しまし
たように、4年後の新幹線に何が何でも間に合
わさないかんという思いは今あるわけでござ
います。その目標に向かって、一日も早くそれ
が実現するように頑張っていきたいと思っ
ていますので、よろしくご理解のほどお願い
したいと思います。

議長【能村憲治君】 9番、清水文雄議員。

9番【清水文雄君】 ぜひともこの事業の
達成に向けて集中をして進めていただくこと
をお願いをして、次の質問に入らせていただ
きます。

2つ目の質問は、北陸鉄道浅野川線につい
てでございます。

ご存じのとおり、公共交通、戦後、1960年
代の高度成長期に、いわゆる車社会に突入を
いたしました。モータリゼーションの推進の
中で需要の減少から公共交通機関の経営は悪
化をし、路線廃止や廃業がこの間続いてきた
わけであります。

また、国鉄の分割民営化で、いわゆる赤字
ローカル線として国鉄から第三セクター鉄道、
私鉄及びバスへの転換というのが強制をされ
まして、さらにこれに拍車をかける動きが
2000年に入って本格化したのが運輸事業の規
制の緩和政策であります。市場原理に任せ、
営利優先の交通政策によって、地域の公共交
通が切り捨てられてきたのであります。現在、

高齢化社会に突入をいたしまして、地域交通
の危機的状況が一層深刻になっているのが現
状でございます。各地域で公共の足を確保
することがその自治体の重要な課題になっ
ているわけでございます。

こうした課題のもとで、地域公共交通活性
化再生法が制定をされまして、公私共同の枠
組みで法定協議会の設置によって相互連携、
計画策定の段階から、この計画策定の段階か
ら国が補助を行い、利用促進のソフト事業も
支援をしていく仕組みというのが導入をされ
たわけでございます。

さらに、現在、新政権になりまして、国土
交通省では一人一人が健康で文化的な最低限
度の生活を営むために必要な移動権 移動
する権利ですね を保障されるようにと、
公共交通はすべての住民にとって基本的人権
である移動権を実現するものであり、国、地
方自治体、交通事業者は住民の移動権を保障
する責務を追う立場に立つという、こういう
ことを理念にして、交通基本法案の策定が現
在進められているわけでございます。

こうした中で、昨年11月1日に北陸鉄道石
川線の鶴来 - 加賀 - ノ宮の間が廃止をされま
した。そして、先月5月27日の北國新聞には
「8期連続赤字、1億円 北陸の鉄道事業
「維持厳しい」」と強調の見出しで北陸鉄道
の決算会見の内容が載っております。その
中身は、鉄道事業の営業収益が前期比3.8%減、
路線別の赤字は石川線が6,800万円、浅野川線
が3,000万円、輸送密度というのがあるわけ
でございますけれども、それが石川線が1,600
人、浅野川線が3,800人ということが出てお
りました。

私は、もちろん北陸鉄道は民間の会社でござ
いまして、鉄道事業者でございまして、経
営をしているわけでございますから、企業み
ずからの経営努力は当然であるというふう
に思うわけでございます。しかし、旧JRが民
営化時にそのJRを廃止対象にした、先ほど

申した輸送密度というのがJRは廃止をするときに4,000人未満というのが一つの基準でございました。単独で経営を維持し、自助努力で経営改善を果たすことは非常に厳しい環境であるということも、この輸送密度の数値から見ても明らかだというふうに思うわけでございます。

そういう状況にある北陸鉄道の鉄道事業のあり方について、町長の見解をお伺いをしたいというふうに思います。

議長【能村憲治君】 高木和彦まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

まちづくり政策部長【高木和彦君】 ただいまの件につきまして、私のほうでお答えをさせていただきますので、お願いいたします。

地域公共交通を取り巻く環境は厳しく、利用者の減少による赤字経営に耐えかね、全国の地方鉄道事業者の中には不採算路線を廃止する動きが出てきております。それに対応し、公共交通を維持するため、公的資金を導入し地域における交通をみずから守り、確保しようという動きも見られます。

地域公共交通は、病院や学校と同じように地域社会を維持するために最低限必要な社会インフラであり、高齢者、子供などの交通弱者の生活の足を確保するほか、環境保全の面からもその重要性が再認識されています。また、内灘町は定住促進施策、ただいま出ておりました平成26年度末の北陸新幹線開業に向けた観光振興、交流人口拡大など各種施策を展開しようとしています。そのため、県都金沢市と当町を結ぶ北陸鉄道浅野川線は、町民の足として町にとって大切な公共交通であると位置づけています。

しかしながら、乗客数の減少により年々赤字がふえていること、また全国の地方鉄道の状況からも北陸鉄道単独での経営改善は難しいと考えられます。その存続のため、町としてどのような支援ができるかを検討してまい

りたいと考えております。

議長【能村憲治君】 清水議員。

9番【清水文雄君】 北陸鉄道単独での経営というのは難しい。どうかが町でできるのかというのを検討していきたいということでございますけれども、北陸鉄道は決算会見で、国の助成の受け皿となる法定協議会を設置して、自治体が鉄道のレールなどの施設を所有、管理をして、一方で鉄道会社は旅客の輸送を担う上下分離方式がベターだというふうに言っているわけでございます。町としてそういうあり方についてどういふような見解を持っていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長【能村憲治君】 高木部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

まちづくり政策部長【高木和彦君】 上下分離方式についてのご質問ですが、一般的な鉄道事業の上下分離方式は、土地及びレールなどの鉄道施設を自治体が保有して、鉄道の運行を民間会社などが行う方式であります。この方式を導入することによって、運行を行う民間会社は固定資産税などを支払う必要がないほか、資産の維持管理も自治体が行うこととなりますので、経営負担が減り、収支が改善されます。

しかし、一方、自治体は施設の取得、維持管理の費用に多額の税金を投入する必要があるため、上下分離方式の導入には町民の理解が不可欠となります。

現在、任意の協議会の中で経営等に関する情報を共有するなど、今後の方向性について検討を進めているところであり、引き続き関係者での議論を深めてまいります。

議長【能村憲治君】 清水議員。

9番【清水文雄君】 私は浅野川線が、この内灘町は金沢のベッドタウンであるということとして、移動権としての交通手段あるいは環境面から見てでも電車というのはやっぱりこれから見直されてくるのではないかなと

いうふうに思っているわけでございます。

そういう意味で、今後ますます重視されてくる交通手段であるというふうに思っているわけございまして、そのための存続には法定協議会の設置が有力な手段であるというふうに思うわけでございます。地域公共交通活性化再生法は、まさにそのことを目的としているものであるというふうに考えるわけございまして、町としてやっぱり法定協議会の設置を強力に推進をして、ほかの2市2町、他の市や町に働きかけていく必要があるのではないかなというふうに思うわけございませぬ。町としての考えをお伺いをしたいというふうに思います。

議長【能村憲治君】 高木部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

まちづくり政策部長【高木和彦君】 ただいまの法定協議会についてお答えをいたします。

北陸鉄道単独の経営改善は難しいといいますが、現状では支援を求める北陸鉄道が主体となって取り組む問題であり、現在、北陸鉄道が主体となる任意の協議会で検討しております。

その中で、浅野川線の存続について、整備車庫を共有する石川線との一体経営を前提に経営の維持ができないか。あるいは、今ご質問の自治体が主体の法定協議会を設置しなければならないのかを慎重に検討いたしております。

鉄道の維持、活性化の思いは2市2町とも皆同じであります。いずれにしましても、乗客数の増加がなければ浅野川線の維持が厳しいことには変わりがないので、多くの町民の皆様のご利用をお願いしたいと思います。

以上です。

議長【能村憲治君】 清水議員。

9番【清水文雄君】 当然、町民、住民の利用を呼びかける、そんなことは自治体とし

てもそれは残していくという前提に立てば大事なことだというふうに思うんですけれども、私の質問は、町として法定協議会、私は極端に言うたら、それを残していく手段というのは法定協議会の設置しかないんじゃないかというふうに思うわけです。その活性化法の目的から見れば。そういうものについて町としてどう考えているのかということをお伺いしたので、その点について。

いろいろ、もちろん民間会社でございますから民間の努力というのは当然であります。けれども、ここに住む人たちの町民の、言うてみれば足を守っていくというのは、それは今のさっきから言っているように、この間の政策の中で公共交通が切り捨てられてくる状況というのが生まれてきておるわけございませぬから、そんなところをやっぱり町民の移動権、基本的人権である、いわゆる自動車とかその移動する手段を持たない人たちのあり方も含めて自治体として考えていくべきではないかなと、そういうふうに思って、その法定協議会をもっと推進をして、浅電を守る、そういうことの意味で法定協議会の設置についてどういう考えかということをお伺いさせていただきます。

議長【能村憲治君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 ただいまの清水議員の質問にお答えしたいと思います。

法定協議会の早急な設置をというお話でありました。もちろん、沿線の2市2町の首長自身は思いは同じで、それぞれ石川線にしる、浅電にしる、果たしてきた役割というのは非常に大きいわけございまして、とりわけ、この内灘町にとつたら歴史的に見てもこの浅電というのはなくちゃならない鉄道だと思っているんですね。

さらに、通勤通学の大事な大事な足だということ。さらに、今ほど清水議員もおっしゃ

ったように、環境面でこれからの公共交通機関だということでありますから、何が何でもという思いがあるわけであります。

しかしながら、私どもやっぱり感ずるのは、主体である民間事業者が本当の意味でこの事業を続けていくのかどうかというそんな強い決意、思いが見えないものですから、我々は少しやきもきしているわけでございます。

そして、今、2市2町お会いして、その確認をお互いにしようということと同時に、この法定協議の中にも石川県の立場といたしますか、役割も大きいわけでありますが、石川県自身もそんなに前へ出ていないということもあって、我々は石川県知事にもやっぱりそのことを申し上げようと、そんな話も今しながら来ているわけであります。

そうした中で話して、全体で法定協議会へ進もうという、そんなことが一日も早くできるように頑張りたいと思っているわけでありまして、重ねてですが、2市2町どこよりも私はこの浅野川鉄道を残すことの大事さを一番感じているのは我が町だというふうに思っていますので、その思いをぜひ感じていただきたいと思っているわけでございます。

以上でございます。

議長【能村憲治君】 清水議員、よろしいですね。

9番【清水文雄君】 はい。

議長【能村憲治君】 6番、北川悦子議員。

〔6番 北川悦子君 登壇〕

6番【北川悦子君】 6番、日本共産党、北川悦子です。

一問一答方式で質問をいたします。

まず最初に、核兵器のない世界に向けて、内灘の町民の方々から多数の署名をいただきました。5月に内田町の住民の方が、その署名を持ってニューヨークでのNPT再検討会議に出られました。その中でいろんなお話を伺いまして、その一端をお話しさせていただきたいと思っております。

まずは、署名をくださった方々にお礼を申し上げます。

その署名を持っていった中で、こんなエピソードがありました。カバクチュランNPT議長、ドゥアルテ国連上級代表は、5月2日に日本原水協が集めた署名、全国では691万2,802人分なんですけれども、この署名を受け取るために、国連本部のセレモニーのためにパレードの到着がおくれて1時間も待ったそうです。1時間もパレードの参加者を待ち受けて署名を受け取った、そういう行動をしたとお聞きしました。

署名の現物の大半は、国連本部前の道路の反対側の広場に積まれていたわけでございますけれども、カバクチュラン議長は、皆さんの署名をこの目で見たいと、警察が封鎖している道路を渡り、警官が制止したのに対して、「私はあしたから始まるNPT再検討会議の議長です。署名を見にいくのです」と、これを振り切って集約場まで足を運んだということです。

このカバクチュラン議長は、翌日、5月3日のNPT再検討会議の開会に当たって、演説の冒頭で次のように述べられたそうです。「きのう、私は市民社会が集めた署名を受け取りました。彼らの熱意は大変大きなものがあります。私たちは、この熱意にこたえなければなりません。皆さんからの一人一人の署名がこんなふうに国際政治の場で真剣に核兵器廃絶のために奮闘する人々によって、何よりもその支援、激励として受けとめられて、この一人一人の署名が世界を動かす力となって働いてきたと。

5月28日には、日本時間では29日の朝になりますけれども、最終文書を全会一致、189カ国、1国でも反対があると採択されないんですけれども、全会一致で採択されて、その中には2000年の再検討会議で確認した核兵器の完全廃絶を実現するという核兵器国の明確な約束を再検討すると。すべての国が核

兵器のない世界を達成し、維持するために必要な枠組みを確立するための特別な取り組みを行う必要について確認するということが明記されました。

こうして皆さん方の一人一人の署名が少しずつ世界を動かしてきていると。もちろん、被爆者の方の大変な努力、先頭に立って頑張ってきた努力が大きな成果をもたらしたものだと思っております。このことを皆さんに申し上げまして、質問に移らせていただきたいと思っております。

まず1つ目に、国民健康保険についてお尋ねしたいと思います。

国民健康保険の平成21年度決算見込みでは、過去からへの累積分も含めて2億3,150万円の赤字見込みのうち、滞納分は1億6,000万円強だとお聞きしております。

町内のある方から、次のようなことを言われました。景気が悪くなるまでは税金も滞納したことがなかった。きちんと納め、懸命に働いてきました。今では仕事がなく、機械だけは何とかリースを終えていたからまだよかったものの、機械の処分にはまたお金がかかる。払いたくても国保も払えないと言われました。磨かれた機械が仕事を待つように、作業所の片隅に置かれていました。今はわずかな国民年金と内職で暮らしています。親の介護にもお金がかかる。何とかならないかと相談されました。

また、年金暮らしの方は、体の調子が悪いが、お金がなくて病院へも行かれない。もちろん、国民健康保険はちゃんと頑張って納めているんだけど、病院に行くまでのお金がないと。暮らしていくのがやっとだというようなことを言われました。

前回お聞きしましたところ、町の国保の所得構成は所得200万円以下が74%に上っていました。町世帯に占める国保加入世帯の割合、国保加入世帯のうち、自営業者の占める割合、所得と国保税の割合は、所得100万円、200万

円、300万円として平均世帯として見て国保税の割合はどのようになっているのでしょうか、まずはお尋ねしたいと思います。

議長【能村憲治君】 川口克則町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

町民福祉部長【川口克則君】 北川悦子議員の国保についてのご質問にお答えいたします。

最初に、所得に占める国保税の割合でございますが、例えば40歳以上の夫婦2人、子供2人の4人で、固定資産税10万円の世帯と仮定した場合でございますが、世帯の所得額に占める保険税額の割合は、所得額100万円の場合は18%、200万円の場合は19%、300万円の場合は16%となっております。

議長【能村憲治君】 北川悦子議員。

6番【北川悦子君】 ありがとうございます。

40歳代で所得100万円で18%もの国保税を払っているという大変な負担であるかと思えます。これからますます段階の世代の方々の国保加入世帯がふえてまいりますと同時に、医療費は増加してくるのが自然ではないでしょうか。また、自営業者の割合も以前よりはだんだん不景気の中で低くなってきているかと思えます。

赤字解消のため、保険税を上げれば払えない方がふえる、払えないから保険証があたらないと悪循環になってきます。世の中に病人が出たり、仕事がなくなれば、やっと払ってきた保険税も滞ってきます。金沢では、医者に早期にかかれずに重症化してしまって命を失った方も出てきております。町は他の市町村と比べると高い国保税を納めてきています。なぜ赤字がふえ続けてきたのでしょうか。また、滞納の対策としてどのようなことをお考えになっていらっしゃるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長【能村憲治君】 川口克則町民福祉部

長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

町民福祉部長【川口克則君】 北川議員のご質問、滞納の要因と対策ではないかなと思います。

議員ご承知のとおり、平成21年度の国民健康保険会計の収支見込みは2億3,000万円の赤字決算となり、そのうち滞納総額が約1億6,000万円強となっております。

滞納の要因としましては、被保険者の保険税納付意識の低下や近年の景気の低迷等が挙げられております。特に税も含めた公共料金に対する納付意識は年々低下しているように感じられております。

こうした情勢の中で、徴収担当者は夜間、休日を問わず滞納者との接触を試み、時には厳しく滞納処分等を実施し、収納の確保に努めているところでございますが、滞納額の減少に至らないのが現状でございます。しかし、このままでは負担の公平感が薄れ、大多数の納期限内納付を履行しておられる被保険者の納付意識の低下につながりかねず、大変憂慮しているところでございます。

今後は、税務課総合収納室とこれまで以上に連携協力を密にし、国県または民間が行う滞納対策研修会等に職員を積極的に派遣し、担当者の資質の向上を図り、納付できる資力がありながら滞納している被保険者には滞納処分等を厳正に実施し、収納の確保に努めていきたいと考えております。

議長【能村憲治君】 北川悦子議員。

6番【北川悦子君】 納付意識の低下という方もいらっしゃるかもしれませんが、また払いたくても払えないと。なぜ滞納が次から次起きてくるのかという点も、やはり滞納をどうなくしていくかという点とあわせて考えて検討していったほしいなと思います。

私が考えますには、国庫負担金の削減が大きく響いてきているのではないかとというふうに思います。医療費、事務費、保健事業費な

ど国保の全事業費に係る総収入で見ると、市町村国保に対する国庫支出金が1979年に64.2%の最高率を示しています。それから1984年、国保改正で医療費部分への国庫負担率を45%から医療費給付費の50%、医療費で見ますと38.5%に引き下げられ、2007年には市町村国保の総収入に占める国庫支出金は25%にまで減らされてきました。国庫負担金を1984年以前のレベルに回復させていかないと国保財政は成り立っていかなくなると考えますが、いかがなものでしょうか。

また、先ほども川口部長がおっしゃられましたけれども、国保は相互扶助制度なのでから助け合いの精神が基本であり、保険料を払わない人に保険が使えないなどのペナルティがあってしかるべきだという方がいらっしやいます。

国保法第1条には、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と国保の目的がうたわれています。

そして第44条には、「保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。1 一部負担金を減額すること。2 一部負担金の支払を免除すること。3 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。」。

また77条には、「保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」というふうなうたわれています。

自治体の条約、規約において具体的内容を定めることができるのではないかと思います。

内¹⁷町の場合を見ますと、「一部負担減免については世帯主の申請により、資格証明書

の交付を受けている場合を除き、世帯主の資力等により、町長が決定する。ただし、具体的基準は未策定である。また、保険料減免については、災害等により生活が著しく困難となった者のうち、必要と認められる場合。」というふうにうたわれています。

これは、今回国のほうでとった、リストラ等によって自分の意思に反して失業になった場合は減免といようなところが盛り込まれてくるかと思えますけれども、国保の第44条、第77条を勸案して、やはりもっと皆さんが利用しやすいように減免もしくは一部負担の軽減を条例の中に適用基準の中に盛り込んでいただきたいなと思えますが、その点についてお伺いしたいと思います。

議長【能村憲治君】 川口部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

町民福祉部長【川口克則君】 最初に、一部負担金の減免についてちょっとお答えいたします。

平成21年度の12月定例会におきましてご答弁いたしましたとおり、国民健康保険の一部負担金減免につきましては、国において一部負担金減免制度の運用に係るモデル事業を現在実施しております。それで、平成22年度中には全市町村において適切な運用が行われるよう一定の基準が国から示される予定と聞いております。その基準をもって、当町の減免基準を作成する予定でございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

それともう一点でございますが、国保税の減免についてでございますが、町独自の保険税の減免措置につきましては、減免額の財源の裏づけがなく、先ほども申し上げましたとおり、国民健康保険の21年度につきましては大幅な赤字となっております。結果的には、他の被保険者の保険税の引き上げにより賄うこととなることから、大多数の被保険者の理解は得られないと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長【能村憲治君】 北川悦子議員。

6番【北川悦子君】 ただ、先ほど一番最初に申し上げたように、自営業者の方々が仕事をなくして払えないといったときにも、今回の条例の改正なんかでは含まれてこないというわけになりますので、やはりそうしたところも検討していただいて、何とか払える国保税であってほしいというふうに思います。

それと同時に、いろいろ国保について知らない方もいらっしゃるし、また無保険の方もいらっしゃるかと思います。そうした方々に、やはり保険に入ってほしいというところでわかりやすい国保の広報を今後お願いしたいと思います。

国保について最後なんですけど、前回もお尋ねしました。短期被保険者証のまだ連絡はとれて窓口においてある方、3月議会では13名というふうに伺っておりますが、その後の経過をお尋ねしたいと思います。

議長【能村憲治君】 川口部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

町民福祉部長【川口克則君】 短期保険証の状況でございますが、13世帯のうち、その後交付した世帯は7世帯で、残りの6世帯は未交付となっております。6世帯中4世帯は連絡のとれない世帯で、職員が夜間、土日に連絡、訪問しても電話が不通であったり、留守である世帯でございます。

また、残りの2世帯につきましては、連絡はついておりますが、まだ受け取りに来ない世帯となっております。

以上でございます。

議長【能村憲治君】 北川悦子議員。

国保の問題、質問は終わったんですか。

それじゃ、自席へ行ってください。

どうぞ。

6番【北川悦子君】 資格証明書については、取りにこられない方がいらっしゃるということですが、なかなかお金がなくて取りにきにくいという点も考慮していただき

たいと思います。

次に、県水値下げについてお伺いしたいと思います。

県水料金の単価が1立方メートル当たり20円引き下げられることを受けて、7月使用分より基本料金の200円引き下げ、超過料金を1立方メートル当たり10円引き下げ案が出されています。毎日必要な水道料金の値下げは大変ありがたくうれしく思います。

内¹⁷町では、基本料金以下の方々の割合はどれくらいになっておりますでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長【能村憲治君】 橋本稔都市整備部長。

〔都市整備部長 橋本稔君 登壇〕

都市整備部長【橋本稔君】 今、基本料金以下というお話で、基本水量以下という理解でよろしいでしょうか。

6番【北川悦子君】 はい。

都市整備部長【橋本稔君】 現在、平成21年度の実績といたしまして、基本水量以下の世帯は約25%あります。

以上です。

議長【能村憲治君】 北川悦子議員。

6番【北川悦子君】 能登方面の基本料金の最低基準を見ますと、七尾が5トン、かほく市、穴水、能登町が8トンとなっています。ひとり暮らしの方々の負担軽減を図るためにも、基本料金の最低水量の見直しが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長【能村憲治君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 北川議員の質問にお答えしたいと思うんですが、今ほども担当部長から基本水量の内容についてお答えしたとおりでございますが、町では基本水量10立方メートル以内の世帯が全体の25%ということですから、年々ある意味では少子・高齢化が進むということやら、あるいは節水型の機器が普及しているということもあって、だんだん少なくなっていることは事実であり

ます。

そんな意味では、今北川議員おっしゃるように、この10立方メートルという基本水量を見直すべきでないのかと、こんなお話かと思っているわけでございます。七尾の例も挙げました。確かにそんなふうにして格差があることも事実であります。ぜひこれからの推移も見させていただいて、内¹⁷町としてもその基本水量の見直しについて検討していきたいと、こんなふうに思っています。

よろしいでしょうか。

議長【能村憲治君】 北川悦子議員。

6番【北川悦子君】 次に、通学路の安全についてお伺いしたいと思います。

毎日、登校下校時の見守り隊の皆さん、本当にご苦労さまです。子供にとっても親にとっても、とても安心でありがたいと思っております。子供たちがうれしそうに声をかけている姿をよくみかけております。歩道、道路等危険な箇所を見た場合には、改善をその都度お願いをしてくれているところでございますが、今回は通学路の安全という視線で歩いたり、車でのヒヤリハットを少し挙げてみたいと思います。

林帯歩道の清湖小学校への入り口手前の赤い花の咲くアカシアの付近の赤土の路肩のところに穴があいておりました。子供たちは車の心配のない場所だけにふざけて元気よく飛び回っていますので、ちょっと穴に落ちたりすると木が下のほうにあたりしてひっかかったりするかなと思いますので、改善をお願いしたいと。

また、鶴ヶ丘小学校前の歩道の路肩のところなんですけれども、これも何度も直してもらってはいますけれども、どうも道路の雨水が流れやすいように少し空間をあけて鉄板上を囲ってあるんですけれども、すぐ曲がりやすく危険になっておりますので、再度、改善の方法を今までとはちょっと趣向を凝らしてもらいたいなと思っております。

また、車で室方面の松任宇ノ気線を車で走りますと、カーブとスピードで危ないところがあります。せめて承水路側の草刈りをすれば、歩道として安全になるのではないかと。このあたりは歩道が本当にないところがありますので、「通学路、スピードを落とせ」というような標示をしてもらえないかというふうに思います。

また、湖西団地から承水路沿いにかほくへ抜ける道も高校生の通学路、または通学にも利用される方が多くいらっしゃいます。いつも内側がかほく市と比べると雑草が伸びて車の邪魔になる場合があるというような声をいただいています。かほく市と草刈りなんかをあわせることができないでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長【能村憲治君】 橋本稔都市整備部長。

〔都市整備部長 橋本稔君 登壇〕

都市整備部長【橋本稔君】 議員ご指摘の危険箇所についてお答えいたします。

まず、清湖小学校付近の林帯遊歩道の路肩部分のくぼみにつきましては、早急に対応いたしたいと思います。今後も、児童のみならず歩行者の安全確保の観点からも、現場の状況を勘案しながら対処していきたいと考えております。

次に、鶴ヶ丘小学校校門前の歩道に設けられている雨水暗渠の鉄板のふたが中央部で曲がっている件につきましては、先ほども言われたとおり、これまで何回か修繕をしております。現状も見まして、悪い箇所、曲がっておる状況でありますので、改善方法につきましても検討し、早急に修繕したいと考えております。

次に、室地区の県道で歩道が設置されていない区間の安全歩行につきましては、歩道の設置がされていない状況から、やむを得ず道路のふちを歩いておる状況でございますが、道路管理者である津幡土木事務所に除草を依頼の上、歩行者の便宜を図っていきたくと考

えています。

また、県道を走行する運転者に安全確認を促すための看板や標識の設置については、やはり津幡土木事務所などの関係機関と協議したいと思っております。

また、西部承水路を挟んで県道と平行している道路の除草については、津幡土木事務所において毎年8月中旬から9月にかけて除草作業を実施しております。また、これにつきましては、今後も同時期に除草作業を実施することを確認いたしております。

かほく市との時期が違うということにつきましては、調査して、また調整したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、全般的に通学路の危険箇所のチェックについては、これまで学校、PTAが中心に実施してきましたが、今年度から都市建設課も参加して実施しておるところでございます。

また、実際の登下校時については、学校安全ボランティアやPTAの皆さんを初めとする地域の協力支援を得て児童生徒の安全な誘導を実施しておりますし、これからも安全な通学路の確保に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長【能村憲治君】 北川悦子議員。

通学路の安全についてはよろしいんですか。

6番【北川悦子君】 ええ、もう終わりです。最後に一言。

議長【能村憲治君】 それじゃ、元の位置に戻ってください。

6番【北川悦子君】 どうもありがとうございます。ぜひ室方面の除草をお願いしたいと思います。

なお、道路点検時には通学路の視点でもチェックしていただくようお願いしたいと思います。

次に、子宮頸がんの予防ワクチンについてお尋ねしたいと思います。

子宮頸がんは、乳がんを抜いて日本の20歳代の女性に発生率が一番高いがんですが、ワクチンで予防できる唯一のがんで、10歳代の女性が対象になります。3回の接種で4万から6万円もかかり大変です。助成自治体もふえています。近隣では、津幡町で6,000円の助成予算が上がってありました。内17町でも町独自の助成が必要ではないかと思いますが、この点についてお考えをお伺いしたいと思います。

議長【能村憲治君】 川口部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

町民福祉部長【川口克則君】 北川悦子議員の子宮頸がんの予防ワクチンの助成についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、子宮頸がんは20代から30代までの女性に急増しており、女性の妊娠や出産の可能性を奪い、心身ともに大きな負担となることはもちろんのこと、命まで奪うことになります。

子宮頸がんの原因は、ヒトパピローマウイルス(HPV)の感染によることが最も多く、感染前のワクチン接種と定期的ながん検診で、95パーセント予防できるといわれ、ワクチン接種でがんが予防できる唯一のものでございます。

しかし、このワクチン接種の費用は、合計4万円から6万円と高価で、気軽に接種できるものではないことから、ワクチン接種の普及を妨げる要因となっております。

このようなことから、今年度より一部の自治体でワクチン接種に対する助成を実施しており、また国に対しても、現在、がん予防関係団体が公費でのワクチン接種を要望しております。

内17町としましては、国のワクチン接種の動向と財政状況を踏まえ、今後、子宮頸がんワクチン接種の助成について検討していきたいと考えております。

なお、当町では、6月27日に金沢医科大学

病院との連携事業として「もっと知ろう！子宮頸がん」と題して子宮頸がん予防セミナーを開催する予定で、女性自身が自分の体を大切にすることや子宮がん検診と予防ワクチンの重要性など正しい知識の普及に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長【能村憲治君】 北川悦子議員。

6番【北川悦子君】 若いお母さんたちの大切な生命を守っていくという点と、また子供たちの性教育の一環としてでも、前向きに検討していただきたいと思います。

早速、予防セミナーが行われるということですので、皆さんで正しい知識を勉強していきたいなと思っております。

ありがとうございます。

議長【能村憲治君】 子宮頸がんの件はそれでよろしいですか。

6番【北川悦子君】 はい、この点ではいいです。

議長【能村憲治君】 じゃ、自席にお戻りください。

続けてください。

6番【北川悦子君】 最後に、気楽にパソコン利用を援助する体制づくりができないか、お伺いしたいと思います。

金沢市には55歳以上または障害のある方を対象に、登録をして、随時、一部の小中学校内の生きがい情報作業センターで教えてくれるところがあるとのこと。情報社会の中にあって、お店に聞きにくいとか、電話では表現しにくいというようなことがありまして、ちょっと教えてほしいというときにお助けマンのコーナーが設けてもらえないかということでお伺いしたいと思います。

議長【能村憲治君】 高木和彦まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

まちづくり政策部長【高木和彦君】 今のパソコンの件についてお答えをいたします。

国のIT推進事業などにより、本町においても平成12年度から18年度まで7年間、生涯学習課におきましてパソコン講習会を開催いたしておりました。その当時の講習の修了生から、常設パソコンコーナーの設置の要望などもございましたが、この件に関しましては場所の問題、機器管理、それから職員を常設で配置するなど費用負担が大きいことから、設置を見合わせた経緯があります。

その後、パソコンは既に各家庭に普及しており、町としては一般向けのパソコン講習会は開催いたしておりません。

現在、各パソコンメーカーでは、使い方やトラブルに関するサポート体制も充実しており、また大型家電販売店でも出張サポートサービスを行っております。民間企業が顧客サービスとして行っているサポートサービスにつきましては民間にお任せをしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長【能村憲治君】 北川悦子議員。

6番【北川悦子君】 IT推進事業として平成12年から平成18年、7年間パソコン研修が行われてきたということですがけれども、今後ますます団塊世代の方たちが町に帰ってきます。

私なんかパソコンはとても苦手なんですけれども、お店に聞くまでもないけれども、ちょっと聞きたいと。常設の箇所があればそこへ行ってちょっとさわってみて、そこにいらっしゃるだれかボランティアの方でもよろしいので、そういう方たちでちょっとこうしたらいいよとかいうことで教えていただけるような場所があれば、それこそコミュニティバスで行かれる範囲内でそういう場所をぜひ常設で設けていただくと、もっともっと町の中が情報化社会の中で前進していくんじゃないかなというふうに思いますので、その辺はいかがでしょうか。

議長【能村憲治君】 高木部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕
まちづくり政策部長【高木和彦君】 ちょっと同じ答えになりますけれども、常設するという点については、やはり危機管理や費用負担ということが大きいので、常設ではなくて単発の高齢者向けのパソコン教室とか、そういうものであればうちの職員で開催することも可能です。

あと、本庁舎や図書館には、だれでも気軽にインターネットが使用できるように一般公開用端末も設置してあります。この公開端末の使用について不明な点がありましたら、また職員がサポートいたしますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長【能村憲治君】 北川悦子議員。

6番【北川悦子君】 図書館とか庁内に置いてあるという、インターネットが使えるということですので、そこにボランティアの方等がいらっやってというようなことであれば、それをしながらできるかなと思っておりますので、1台でしょうか、私、図書館のを見てないんですけれども、ということで常設的にそういうようなところがありますよというようなことで広報で流していただければなと思っております。

議長【能村憲治君】 高木部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕
まちづくり政策部長【高木和彦君】 庁舎や図書館に置いてありますパソコンにつきましては、インターネットの専用になっておりますので、そのインターネットの利用に関するサポートについては職員のほうでできると思っております。

それ以外の機器の例えば基本的なワードやエクセルの使用といったことについては、今の設置してある機器では使えませんので、そういったことでありましたら、また別にパソコン教室等を開催する必要があると思っております。

議長【能村憲治君】 北川悦子議員、よろしいですか。

北川悦子議員。

6番【北川悦子君】 ありがとうございます。

学校等で古くなったものとか、パソコンを持ってきてその場所に常設してもらおうとかいうようなこともできるかと思いますので、また今後検討していただきたいと思います。

これで終わらせていただきます。

議長【能村憲治君】 以上で通告による質問は終わりました。

これより通告に関連する質問を行います。

質問は通告の趣旨に沿うもの、補足するものに限り、1人1問のみで5分以内とし、再質問は認めませんので、ご注意を願います。

発言は挙手の上、議長の許可を得てから通告による質問した議員の名前、質問の内容を述べた後、関連質問を行ってください。

また、1分前に合図をいたしますのでご容赦願います。

それでは、ご質問を受けます。

9番【清水文雄君】 議長。

議長【能村憲治君】 9番、清水文雄議員。

発言台のほうへ、よろしくお願ひします。

〔9番 清水文雄君 登壇〕

9番【清水文雄君】 川口議員の総合収納対策室をつくってはどうかという質問の関連質問をさせていただきますが、観点は個人情報との関係について町としてどのような対策を検討されているのかと。

きょうも新聞に出ておりましたけれども、子ども手当の給食費でしたかを差し引くということについて幾つかの自治体で出ておりましたけれども、個人情報の観点からどうなのかという自治体もあったように思います。

一方で、総合収納室、収納体制、収納率を上げるということで部長の答弁は、税務課の情報を各課に流して連携をして収納率の向上に努めていきたいという答弁でございましたけれども、一方で庁舎内の中で臨時、嘱託、

パートの職員もふえていますし、派遣も今出されているような状況でございます。個人情報をごどのように守っていくのか、そういう対策について、そういうあり方の検討をしている一方で、個人情報に対する対策をお伺いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長【能村憲治君】 北雅夫総務部担当部長。

〔総務部担当部長 北雅夫君 登壇〕

総務部担当部長【北雅夫君】 ただいまの清水議員の収納対策等と個人情報の管理についてお答えをいたしたいと思います。

まず、基本的に税料金等につきましては、法律の上では租税、税金ですね、それから税金に準ずるもの、すなわち公課というものがあります。それから、料金というものがあるんですが、それぞれその法律に基づきまして守秘業務がそれぞれの職員に課せられております。その我々総合収納室、あるいはただいま立ち上げました税料金等の収納連絡会では、まず租税なのか公課なのか料金なのかというのを厳然と区別いたしまして、その上で守るべき守秘業務というのを既にもう把握しております。そこから始めております。

また、機能的には例えば電算上のシステム、それから書類、それから個人情報にアクセスできるシステムというのは、その担当部署、担当職員によってその権限、個人情報に触れる権限、使える権限自体を根本から既にもう制限しております。そういったことで、正職員間でもその職務に応じて個人情報を保護する。必要最低限の個人情報をしながら職務に役立てる。

それから、職員の身分によりまして、そのアクセス権というのは制限されておりますので、書類についても見れる権限があるかないか区別しておりますので、町全体ではセキュリティポリシーという厳然たる規則等々がございます。個人情報保護条例もございま

すけれども、セキュリティポリシーを厳然として守っているというふうにご理解いただけたらよろしいかと思えます。

以上でございます。

議長【能村憲治君】 ほかにございませんか。 ないようですので、これにて一般質問を終了いたします。

散 会

議長【能村憲治君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。あす11日から16日までの6日間は、議案調査及び議案委員会審査のため休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、明11日から16日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る17日は午後2時より本会議を開き、各常任委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

皆さん、ご苦労さんでございました。

午後2時49分散会